

令和 6 年 6 月 19 日

食品安全委員会  
委員長 山本 茂貴 殿

遺伝子組換え食品等専門調査会  
座長 児玉 浩明

「遺伝子組換え食品（種子植物）に関する食品健康影響評価指針（案）」について

食品安全基本法第21条第1項に規定する基本的事項（平成24年6月29日閣議決定）において、食品安全委員会は食品健康影響評価に関するガイドラインを作成し、必要に応じて見直しに努めることとされています。今般、当専門調査会において、別添のとおり「遺伝子組換え食品（種子植物）の安全性評価基準」（平成16年1月29日食品安全委員会決定）の改正案を取りまとめましたので報告します。

(案)

遺伝子組換え食品（種子植物）に関する  
食品健康影響評価指針

令和6年（2024年）6月

「遺伝子組換え食品（種子植物）の安全性評価基準」

（平成16年（2004年）1月）の一部改正

食品安全委員会遺伝子組換え食品等専門調査会

## 目 次

<審議の経緯> .....	3
<食品安全委員会委員名簿> .....	3
<食品安全委員会遺伝子組換え食品等専門調査会専門委員名簿> .....	4
<第228回から第244回遺伝子組換え食品等専門調査会専門参考人名簿> .....	4
<b>第1章 総則</b> .....	<b>5</b>
第1 評価指針作成に至る背景 .....	5
第2 目的及び対象となる食品 .....	5
第3 本指針に用いる用語 .....	5
第4 遺伝子組換え食品（種子植物）の食品健康影響評価に際しての原則と基本的な考 え方 .....	6
第5 指針の見直し .....	8
<b>第2章 遺伝子組換え食品（種子植物）の全部又は一部を食品として用いる場合の食品健       康影響評価で確認する事項</b> .....	<b>8</b>
第1 評価対象品目の概要 .....	8
第2 食品健康影響評価において比較対象として用いる既存品種の性質に関する事項	8
第3 遺伝子組換え体の利用目的、利用方法及び既存品種との相違に関する事項 ....	9
第4 挿入DNA、遺伝子産物及びコンストラクトの構築に関する事項 .....	10
第5 遺伝子組換え体の作出及び遺伝子組換え栽培系統に関する事項 .....	12
第6 第2から第5までの事項により安全性の知見が得られていない場合に必要な事項 .....	15
<b>別添 食品健康影響評価済みの遺伝子組換え植物を掛け合わせた品種の食品健康影響評価       に関する事項</b> .....	<b>17</b>
<b>参考</b> .....	<b>18</b>
第1 技術的文書 .....	18
第2 関係資料 .....	18

< 審議の経緯 >

指針の策定

2003年10月3日	第1回遺伝子組換え食品等専門調査会
2003年11月19日	第2回遺伝子組換え食品等専門調査会
2003年12月1日	第3回遺伝子組換え食品等専門調査会
2003年12月4日	第22回食品安全委員会（報告）
2003年12月4日～2004年1月6日	国民からの御意見・情報の募集
2004年1月21日	第11回遺伝子組換え食品等専門調査会
2004年1月29日	第30回食品安全委員会（報告）
	「遺伝子組換え食品（種子植物）の安全性評価基準」として決定、公表

指針の一部改正

2022年10月24日	第228回遺伝子組換え食品等専門調査会
2022年12月19日	第231回遺伝子組換え食品等専門調査会
2023年2月17日	第232回遺伝子組換え食品等専門調査会
2023年3月23日	第234回遺伝子組換え食品等専門調査会
2024年1月24日	第244回遺伝子組換え食品等専門調査会
2024年3月26日	第935回食品安全委員会（報告）
2024年3月27日～4月25日	国民からの御意見・情報の募集
2024年5月30日	第249回遺伝子組換え食品等専門調査会
2024年6月19日	遺伝子組換え食品等専門調査会座長から食品安全委員会委員長に報告

< 食品安全委員会委員名簿 >

(2006年6月30日まで)

寺田雅昭（委員長）  
寺尾允男（委員長代理）  
小泉直子  
坂本元子  
中村靖彦  
本間清一  
見上 彪

(2021年7月1日から)

山本 茂貴（委員長）  
浅野 哲（委員長代理 第一順位）  
川西 徹（委員長代理 第二順位）  
脇 昌子（委員長代理 第三順位）  
香西 みどり  
松永 和紀  
吉田 充

<食品安全委員会遺伝子組換え食品等専門調査会専門委員名簿>

(2005年9月30日まで)

早川堯夫 (座長)  
澤田純一 (座長代理)  
五十君静信  
池上幸江  
今井田克己  
宇理須厚雄  
小関良宏  
橘田和美  
澁谷直人

手島玲子  
丹生谷博  
日野明寛  
室伏きみ子  
山川 隆  
山崎 壮  
渡邊雄一郎

(2023年9月30日まで)

中島春紫 (座長)  
山川 隆 (座長代理)  
安達玲子  
岡田由美子  
小野道之  
小野竜一

佐々木伸大  
近藤一成  
樋口恭子  
藤原すみれ

(2024年3月31日まで)

児玉浩明 (座長)  
佐々木伸大 (座長代理)  
伊藤政博  
岡田由美子  
小野道之  
小野竜一

柴田識人  
手島玲子  
樋口恭子  
藤原すみれ

(2023年4月1日から)

児玉浩明 (座長)  
佐々木伸大 (座長代理)  
伊藤政博  
小野道之  
小野竜一  
柴田識人  
爲廣紀正

手島玲子  
樋口恭子  
藤原すみれ  
百瀬愛佳

<第228回から第244回遺伝子組換え食品等専門調査会専門参考人名簿>

杉本直樹 (国立医薬品食品衛生研究所食品添加物部部長)  
中島春紫 (明治大学農学部農芸化学科教授)  
山川 隆 (東京大学大学院附属食の安全研究センター特任教授)

## 第1章 総則

### 第1 評価指針作成に至る背景

食品安全委員会（以下「委員会」という。）は、「食品安全基本法第21条第1項に規定する基本的事項」（平成24年6月29日閣議決定）に基づき、食品健康影響評価（食品安全基本法（平成15年法律第48号）第11条第1項に規定する「食品健康影響評価」をいう。以下同じ。）の公平性・透明性の確保の観点も考慮し、各評価対象に関する食品健康影響評価についての指針を策定してきた。

遺伝子組換え食品等については、平成3年に厚生省（当時）において「組換えDNA技術応用食品・食品添加物の安全性評価指針」が作成され、これに基づき平成6年に組換えDNA技術を利用して作製された食品添加物、平成8年に種子植物に由来する遺伝子組換え食品の初の安全性の確認が実施された。その後、食品衛生法（昭和22年法律第233号）の規定に基づく食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）の改正に伴い、平成13年4月から遺伝子組換え食品等の安全性審査が法的に義務付けられた。国際的にも、コーデックス委員会において遺伝子組換え食品の安全性評価の実施に関するガイドライン等が作成された。

平成15年7月、食品安全基本法が施行されたことにより、遺伝子組換え食品及び食品添加物の食品健康影響評価は、厚生労働省からの意見の求めに応じて、委員会において実施することとなった。このため、平成16年1月、委員会における評価に必要な原則等として、国内外のガイドラインなどを基に「遺伝子組換え食品（種子植物）の安全性評価基準」（平成16年1月29日食品安全委員会決定）を策定した。

今般、最新の科学的知見に基づき、これまでの食品健康影響評価結果及び国際動向等を踏まえ、当該評価基準の内容について見直しを行い改正した。今後は、原則として本指針に基づき食品健康影響評価を行うこととする。

### 第2 目的及び対象となる食品

本指針は、遺伝子組換え食品（種子植物）を対象とする。また、本指針は評価案件間における評価方法の整合及び国際的な評価方法との整合を可能な限り確保し、調査審議の透明性の確保及び円滑化に資することを目的とする。

なお、遺伝子組換え食品（種子植物）の研究開発・製造及び上市における環境、倫理、道德及び社会経済的な事項の審査を目的とするものではない。

### 第3 本指針に用いる用語

本指針中で用いる専門用語については、食品安全委員会が作成した「食品の安全性に関する用語集」を参照する。

#### 第4 遺伝子組換え食品（種子植物）の食品健康影響評価に際しての原則と基本的な考え方

遺伝子組換え食品（種子植物）の食品健康影響評価に当たっては、その食品がヒトの健康に及ぼす直接的な有害性のほかに、その食品を長期間にわたり摂取した場合の栄養面への間接的な影響等も考慮する必要がある。しかし、現在摂取されている多くの食品は、長期にわたる食経験に基づき有害性がない、若しくは限られている、又は調理・加工により許容し得るものとなっていることが明らかとされてきたものである。また、従来の子種の結果得られた食品に関しても、毒性学的又は栄養学的な安全性試験が課せられてきたわけではなく、ほとんどの場合、子種の結果が安全性に係る重大な形質の変化を伴わないという経験に基づき摂取されてきたものである。

一般的に、食品の安全性について、食品をそのままの形で、従来の動物を用いる毒性試験によって評価することには、大きな技術的困難が伴うため、通常は用いられない。また、当該食品の個別の構成成分の全てに関して、安全性が科学的に証明されているものではない。すなわち、食品の多くは、食品の個々の構成成分としてではなく、食品全体として、経験的にその安全性が確認されたもの又は重大な健康被害を及ぼさないことが知られたものである。

遺伝子組換え食品（種子植物）の食品健康影響評価においても、全ての構成成分に関して、科学的に安全性を評価することは困難である。したがって、現時点では、既存品種との比較において、組換えDNA技術により意図的又は非意図的に新たに加えられる又は失われる形質に関して、食品健康影響評価を行うことが合理的である。非意図的に新たな変化が生じる可能性は、組換えDNA技術の使用に限ったことではなく、従来の子種においても発生しうるが、遺伝子組換え植物の食品としての安全性を評価する上で、非意図的な変化の評価及びその可能性の予測は重要である。つまり、長期にわたる経験に基づき安全性が確認されていない新しい技術に関しては、その技術により非意図的にもたらされた形質の変化に基づき、有害成分の劇的な変化や新たな毒性タンパク質の生成の可能性が高まることをあらかじめ可能な限り排除する必要がある。

食品健康影響評価は、遺伝子組換え食品（種子植物）の性質の変化を、導入された遺伝子若しくは挿入されたDNAの性質又はそれが挿入されたゲノムの変化に基づき、科学的に予測することが十分に可能であり、既存品種と遺伝子組換え体の相違を十分に比較し得る時に、初めて可能となる。

以上のような原則に立ち、以下の基本的な考え方に従って、評価を行う。

- 1 遺伝子組換え体において新たに变化した形質以外の性質については、既にその安全性が広く受け入れられており改めて考慮する必要がない、又はその安全性の評価を行う上で必要とされる知見等の蓄積が十分にされていることから、食品健康影響評価が可能である遺伝子組換え食品（種子植物）は、食経験のある既存品種及び既存品種を利用した食品との比較が可能であるものとする。
- 2 食品健康影響評価に当たって最も考慮すべき点は、組換えDNA技術の応用に伴い、新

たに意図的に付加・改変・欠失された形質、新たに生じ得る有害成分の増大などのリスク及び主要栄養成分などの変化が及ぼすヒトへの健康影響である。また、非意図的に余分な形質が付与されたり、既存の形質が失われたり、又は修飾される可能性も考慮する必要がある。さらに、組換えDNA技術によって栄養素、機能性成分、あるいは有害成分の含量変化を意図して作出された遺伝子組換え体においては、そのほかの食品におけるこれらの栄養素等の含量及び摂取量を勘案し、ヒトの健康に安全性の面で問題がないことを評価する必要がある。

なお、食品健康影響評価を行う上で、上記の基本的考え方及びこれまでの評価実績を踏まえ、WOE (weight of evidence) に基づく階層的なアプローチ<sup>1</sup>を考慮するべきである。

- 3 遺伝子組換え食品（種子植物）については、家庭での調理を含め、食品加工の影響も検討する必要がある。また、遺伝子組換え体が、残留農薬及びその代謝産物、毒性代謝産物、汚染物質並びにその他ヒトの健康に影響を与えるおそれのある物質を間接的に蓄積させる可能性を生じる形質（除草剤耐性など）を示す場合もあることから、食品健康影響評価ではこのような可能性も考慮すべきである。
- 4 食品健康影響評価においては、当該遺伝子組換え体の食品として利用される可能性がある形態について検討する。食品として利用される形態が、特定の可食部位や非タンパク質性の抽出物のみに限られる場合には、そのことを考慮すべきである。一方、菜種油のように、一般に遺伝子組換え植物からの非タンパク質性の抽出物のみを食する場合であっても、抽出物以外のものを食する可能性がある場合には、その点も考慮して、遺伝子組換え食品（種子植物）の食品健康影響評価を行う必要がある。
- 5 食品健康影響評価に当たっては、遺伝子組換え食品（種子植物）がヒトの健康に対し予期せぬ有害影響を与える可能性を最小限とするための十分な試験データ及び情報が必要である。食品健康影響評価のために行う試験は、信頼性確保のために科学的に信頼できる概念及び原則に従うとともに、必要に応じGLP (Good Laboratory Practice) に従って計画・実施されるべきである<sup>2</sup>。また、原データは要求に応じて提出されるべきである。食品健康影響評価に必要とされるデータ又は情報としては、開発者等が作成する実験データのほかに、既に公開された科学論文や第三者から得られる科学的に信頼できる情報等があるが、それらのデータは科学的に信頼できる方法を用いて入手し、科学的に適切な技術を用いて分析・解析されている必要がある。また、分析方法には可能な限り定量下限値が示されるべきである。
- 6 食品健康影響評価では、遺伝子組換え食品（種子植物）に新たに発現される物質に関する試験に際し、その物質の製法又は起源が異なるものの利用が必要となる場合もある。その際は、試験に用いられる物質が、生化学的、構造的及び機能的に遺伝子組換え体で生成されたものと同様であることが示されるべきである。

<sup>1</sup> 根拠となる情報の重要性に基づき、段階的な評価を行うこと。

<sup>2</sup> OECD Principles on Good Laboratory Practice (1998, OECD)

## 第5 指針の見直し

組換えDNA技術は、日々進歩しており、本指針に関しても、国内外における安全性評価に係る動向や最新の科学的知見を勘案し、必要があると認められるときには、見直しを行う。

## 第2章 遺伝子組換え食品（種子植物）の全部又は一部を食品として用いる場合の食品健康影響評価で確認する事項

### 第1 評価対象品目の概要

評価対象品目に関する開発の経緯及び次の第2から第6までの概要が説明されていること。

### 第2 食品健康影響評価において比較対象として用いる既存品種の性質に関する事項

次の1から8までの事項の概略が示され、その中で、遺伝子組換え食品（種子植物）の食品健康影響評価を行う上で必要とされる比較対象として、既存品種が存在すること及び第3に示す遺伝子組換え体と既存品種の相違点が明確であること。

#### 1 既存品種の分類学上の位置付けに関する事項

学名（必要に応じて亜種名、遺伝子組換え体の開発に用いた既存品種名、系統名）及び由来が明らかであること。

#### 2 既存品種の食経験に関する事項

その植物が食用に利用されてきた歴史（食文化）及び広範囲なヒトの安全な食経験があること。

#### 3 既存品種の食品としての利用方法に関する事項

(1) 収穫時期（成熟程度）と貯蔵方法

(2) 摂取（可食）部位

(3) 摂取量

(4) 調理及び加工方法

#### 4 既存品種の遺伝的先祖及び育種開発の経緯並びに近縁の植物種に関する事項

既存品種の遺伝的先祖が、毒素及び栄養阻害物質等の有害生理活性物質を産生する植物であるか否かが明らかであること。有害生理活性物質を産生する植物であった場合、育種開発過程においてどのようにしてこれら毒素及び栄養阻害物質等の有害生理活性物質の生産を低下・消失させてきたのかが可能な限り明らかにされていること。

評価の対象となる遺伝子組換え体の開発に用いた既存品種の近縁種において、有害生理活性物質を産生するものがある場合、その有害生理活性物質が当該遺伝子組換え体においても産生されているか否かが明らかであること。なお、当該遺伝子組換え体にその有害生理活性物質が産生されている場合は、その摂取量等を基に安全性に問題がないと判断できる合理的な理由が第5の6（1）で示されていること。

#### 5 既存品種由来の食品の構成成分等に関する事項

(1) 既存品種の可食部分の主要栄養素等（タンパク質、脂質等）の種類及びその量の

## 概要

(2) 既存品種に含まれる毒性物質・栄養阻害物質（栄養素の消化・吸収等を阻害する物質。例えば、トリプシンインヒビター、フィチン酸等）等の種類及びその量の概要

### 6 既存品種のアレルギー誘発性等に関する事項

当該遺伝子組換え体の開発に用いた既存品種のアレルギー誘発性（グルテン過敏性腸疾患誘発性を含む。）に関する知見が明らかであること。

### 7 既存品種の栽培及び流通過程において、健康に影響を及ぼす外来因子に関する事項

当該遺伝子組換え体の開発に用いた既存品種が外来因子に汚染されることが知られている場合は、当該外来因子はヒトの健康に影響を及ぼすおそれがないことが知られていること。

### 8 既存品種の安全な摂取に関する事項

当該遺伝子組換え体の開発に用いた既存品種に、安全な摂取のために用いられた加工及び技術的な経緯がある場合、それが明らかであること（例えば、シアン含有雑豆等）。

## 第3 遺伝子組換え体の利用目的、利用方法及び既存品種との相違に関する事項

### 1 新たに付加される形質又は改変される形質

### 2 利用目的

### 3 利用方法

#### (1) 栽培方法、収穫時期、種子の製法及び管理方法

① 栽培方法について、既存品種と遺伝子組換え体がどの程度相違するかの情報が明らかにされており、原則として、相違ないものであること。相違がある場合は、安全性に問題がないことを示す合理的な理由が4で示されていること。

② 栽培方法について、農薬の使用方法について明らかであること。

③ 栽培方法について、農薬を代謝することで農薬耐性を示す場合は、代謝物が調べられていること。また、主な代謝物の安全性が確認されていること。

④ 種子の製法及び管理方法について、既存品種と遺伝子組換え体がどの程度相違するかの情報が明らかにされており、原則として、相違のないものであること。相違がある場合は、安全性に問題がないことを示す合理的な理由が4で示されていること。なお、当該遺伝子組換え体の開発に用いた既存品種の種子とともに、遺伝子組換え後の各世代における種子が保存されていること。

#### (2) 可食部位、調理及び加工方法

#### (3) 摂取量

### 4 安全性において検討が必要とされる相違点

3 (1) ①及び④で、相違がある場合には、安全性に問題がないことを示す合理的な理由が示されていること。

### 5 既存品種以外のものを比較対象とする場合の理由

#### 第4 挿入DNA、遺伝子産物及びコンストラクトの構築に関する事項

##### 1 ベクターの名称及び由来に関する事項

遺伝子導入のために利用されたプラスミド等のベクターの名称及び由来が明らかであること。

##### 2 ベクターの性質に関する事項

###### (1) ベクターの塩基数及びその塩基配列を示す事項

ベクターの塩基数及び塩基配列が明らかであること。さらにその塩基配列が公開されている場合には、ベクターバックボーンに該当する領域の構成要素及び公開データベースにおける登録番号が明らかであること。また、サザンブロットィングを行った場合には、ベクターの切断地図が明らかであること。この場合、用いた制限酵素の名称のほか、断片の数、サイズなどが明らかであること。

###### (2) 既知の有害塩基配列を含まないことに関する事項

既知の有害なタンパク質を産生する塩基配列が含まれていないこと。

###### (3) 遺伝子組換え体の選抜に関わる遺伝子に関する事項

ベクター中に遺伝子組換え体の選抜に関わる遺伝子（抗生物質耐性マーカー遺伝子を含む。以下同じ。）が含まれている場合は、その遺伝子の性質が明らかであること。

###### (4) 伝達性等に関する事項

原則として、伝達性（ベクターが複数の生物種間で移動できる性質）がないこと。伝達性がある場合は、伝達域が明らかであること。また、トランスポゾンのような自律的可動性を示す配列がないこと。

##### 3 挿入DNAの供与体に関する事項

###### (1) 名称、由来及び分類に関する事項

名称、由来及び分類が明らかであること。

###### (2) 安全性に関する事項（アレルギー誘発性、毒素産生性を含む。）

① 挿入DNAの供与体は、ヒトに対する病原性及び毒素産生性が知られていないものであること。また、大腸菌 (*E. coli*) のように病原性がある株が知られている場合は、病原性がない株に由来することが明らかであること。

② 供与体にヒトに対する病原性又は毒素産生性があることが知られている場合は、挿入DNA自体に毒素産生性がなく、挿入DNA由来のタンパク質に病原性がないことが明らかであること。

③ 挿入DNAの供与体に関して、安全な食経験の有無が明らかであること。

##### 4 導入遺伝子（遺伝子組換え体の選抜に関わる遺伝子を含む。）及びその遺伝子産物（RNA及びタンパク質）の性質に関する事項

###### (1) 導入遺伝子の機能に関する事項

導入遺伝子の機能及び導入遺伝子から産生される遺伝子産物（RNA及びタンパク質）の性質、機能等が明らかであり、そのタンパク質が有害作用をもたないと判断でき

る合理的な理由があること。なお、導入遺伝子の転写、翻訳の後、生成されるタンパク質が植物細胞内で切断、消化される場合には、それらの生成物に関する上記が明らかであること。導入遺伝子から産生されるタンパク質と既知の毒性タンパク質との構造相同性に関する検索方法及び検索結果が明らかにされており、原則として、構造相同性がないこと。仮に構造相同性がある場合は、安全性に問題がないと判断できる合理的な理由があること。

(2) 遺伝子組換え体の選抜に関わる遺伝子のうち、抗生物質耐性マーカー遺伝子に関する事項

必要に応じて以下の事項を確認すること。

- ① 抗生物質の使用法（経口、静注等）が明らかであること。
- ② 耐性発現の機序が明らかであること。
- ③ 耐性発現に関連する代謝物質が安全性に問題のないものであると判断できる合理的な理由があること。
- ④ 耐性の対象となる抗生物質の使用状況（使用法、使用量、使用目的等）が明らかであること。

(3) 導入遺伝子及び遺伝子組換え体の選抜に関わる遺伝子の発現に関わる領域に関する事項

① プロモーターに関する事項

用いたプロモーターの由来、性質等が明らかであること。

② ターミネーターに関する事項

用いたターミネーターの由来、性質等が明らかであること。

- ③ そのほか、導入遺伝子の発現制御に関わる塩基配列を組み込んだ場合には、その由来、性質等が明らかであること。

5 そのほか導入遺伝子の機能並びに発現タンパク質の性質及び機能に関する事項

既存品種の細胞に導入してもゲノムに挿入されない遺伝子を用いており、その遺伝子から生産されるタンパク質がある場合は、その由来及び機能並びに安全性等が明らかであること。

6 ベクターへの挿入DNAの組込方法等に関する事項

(1) 挿入DNAのクローニング又は合成方法に関する事項

挿入DNAのクローニング又は合成方法が明らかであること。

(2) ベクターへの挿入DNAの組込方法に関する事項

ベクターへの挿入DNAの組込方法について以下の内容が明らかであること。

- ① 既存品種へ導入するコンストラクトの作製方法。特に複数の遺伝子断片を結合しようとする場合には、その作製方法も示されていること。
- ② ベクターにプロモーター、オープンリーディングフレーム（以下「ORF」という。）、ターミネーター及び遺伝子組換え体の選抜に関わる遺伝子を導入した順序及び方法が明らかであること。

7 構築されたコンストラクトに関する事項

- (1) 塩基数及び塩基配列並びに制限酵素による切断地図に関する事項  
構築されたコンストラクト及び既存品種に挿入しようとするDNA断片について、挿入DNAの塩基数及び塩基配列が明らかであること。また、当該コンストラクトに対してサザンブロッティングを行った場合には、制限酵素の名称、断片の数、サイズなどが明らかであること。
- (2) 既存品種に対して用いる導入方法において、意図する挿入領域がコンストラクト上で明らかであること。
- (3) 導入しようとするコンストラクトは、目的外の遺伝子が混入しないよう純化されていること。

## 第5 遺伝子組換え体の作出及び遺伝子組換え栽培系統に関する事項

### 1 遺伝子導入に関する事項

- (1) 遺伝子の既存品種への導入方法に関する事項  
遺伝子の既存品種（植物体）への導入方法について以下の内容が明らかであること。
  - ① 遺伝子の既存品種への導入方法
  - ② 選抜方法（遺伝子組換え体を選抜する方法）
  - ③ 植物体としての再生方法
- (2) 遺伝子組換え栽培系統に関する事項（系統の考え方に基づいた記述、育成図）  
育種過程を示す樹形図等により、食品健康影響評価を受けようとしている世代や系統の範囲が特定されていること。
- (3) コピー数及び挿入近傍配列に関する事項  
DNAシーケンシング等により、既存品種に導入された遺伝子の塩基配列、構造、コピー数、大きさ及び由来（遺伝子はどのように挿入されたのか、導入された遺伝子はどのような構造になっているのか、導入遺伝子は1個だけかそれとも重複して入っているか、導入遺伝子に欠失があるか等）が明らかであること。  
なお、既存品種のゲノムに挿入されたDNAの近傍のDNA配列が明らかにされるとともに、その挿入によって既存品種の遺伝子配列の変化が生じる可能性がないことが可能な限り明らかにされていること。その結果、遺伝子配列の変化が生じていた場合には、安全性に問題がないことが明らかであること。
- (4) 遺伝子組換え栽培系統における導入遺伝子の安定性に関する事項
  - ① 安定性を判断するに足る複数の後代世代において、栽培試験の結果、DNAシーケンシング、サザンブロッティング、ウェスタンブロッティング等により、導入された遺伝子の構造、発現部位及び発現量が変化しないことをもって、導入遺伝子の安定性を確認できること。なお、この場合、育種過程のどの系統の何世代目の遺伝子組換え植物についてこれらの試験を行ったかが明らかであること。
  - ② 導入された遺伝子により植物に導入された形質や当該遺伝子の発現量が、世代を経るにつれ変化するかどうかが観察されており、その結果、導入された遺伝子

の構造及びコピー数が安定していることが確認されていること。

(5) ORFの有無並びにその転写及び発現の可能性に関する事項

① 原則として、コンストラクト及び既存品種に導入された遺伝子又は挿入されたDNA（既存品種のゲノムに挿入されたDNAの近傍のDNA配列を含む。）において、ORFの確認が行われ、目的以外のタンパク質を遺伝子組換え体内で発現するORFが含まれていないと判断できる合理的な理由があること。特に遺伝子導入の際に突然変異、欠失又はリアレンジメントが生じた場合には、それによってORFがどのように変化したかが塩基配列によって明らかであること。なお、ORFの確認に当たっては、目的のタンパク質以外のタンパク質を発現する可能性がないことがDNAシーケンシング、ノーザンブロットィング、RT-PCR等を用いて確認できていること。

② 仮に、目的以外のタンパク質を発現する可能性のあるORFが含まれている場合は、当該ORF及びそのORFが発現するタンパク質はアレルギー誘発性を含め、安全性に問題がないと判断できる合理的な理由があること。

2 遺伝子産物の遺伝子組換え栽培系統における発現部位、発現時期及び発現量に関する事項

導入された遺伝子（遺伝子組換え体の選抜に関わる遺伝子を含む。）由来の遺伝子産物の定量方法があり、発現部位、発現時期及び発現量が明らかであること。

遺伝子組換え体内における発現部位、発現時期及び発現量の変化等に関する考察が行われており、安全性に問題がないと判断できる合理的な理由があること。

3 遺伝子産物のタンパク質摂取量が有意な量を占めるか否かに関する事項

(1) 遺伝子産物がヒトのタンパク質一日摂取量において有意な量を占めるかについて推計されており、原則として、当該摂取量の有意な量を占めていないこと。有意な量を占めている場合は、安全性に問題がないと判断できる合理的な理由があること。

(2) 抗生物質耐性マーカー遺伝子を用いている場合には、その発現タンパク質（抗生物質代謝酵素）の摂取量、人工胃液・腸液による分解、加熱などの調理過程における分解量及び抗生物質の使用状況等から、抗生物質の不活化に伴う問題がないと判断できる合理的な理由があること。

4 遺伝子産物（タンパク質）のアレルギー誘発性に関する事項（遺伝子組換え体の選抜に関わる遺伝子を用いている場合にはその遺伝子産物についても評価すること。）

次の（1）から（4）までの事項から総合的に判断して安全性が確認されること。なお、（1）から（4）までの事項で判断できない場合には、（5）の事項を含め、総合的に判断して安全性が確認されることが必要である。また、合理的な理由がある場合には、一部を省略することができる。

(1) 導入遺伝子の供与体（遺伝子組換え体の選抜に関わる遺伝子の供与体を含む。）のアレルギー誘発性（グルテン過敏性腸炎誘発性を含む。以下同じ。）に関する知見が明らかであること。

(2) 遺伝子産物（タンパク質）についてそのアレルギー誘発性に関する知見が明らか

であること。

(3) 遺伝子産物（タンパク質）の物理化学的処理に対する感受性に関する事項

以下の①から③までの処理によって、遺伝子産物（タンパク質）の分子量、酵素活性、免疫反応性等が変化するかどうかが明らかであること。分子量はSDSポリアクリルアミドゲル電気泳動によって示されていること。免疫反応性は処理前の遺伝子産物（タンパク質）に対する特異的抗体を用いてウェスタンブロットティング及びELISA法あるいはこれらと同等の方法によって示されていること。

- ① 人工胃液による酸処理及び酵素（ペプシン）処理
- ② 人工腸液によるアルカリ処理及び酵素（パンクレアチン）処理
- ③ 加熱処理

加熱条件はヒトが経口摂取する際に処理される場合と同等の条件で行っていること。

(4) 遺伝子産物（タンパク質）と既知のアレルゲン（グルテン過敏性腸疾患に関与するタンパク質を含む。以下「アレルゲン等」という。）との構造相同性に関する事項

遺伝子産物（タンパク質）について、既知のアレルゲン等と一次構造を比較し、既知のアレルゲン等と構造相同性を有しないこと（抗原決定基（エピトープ）を示す可能性のある配列を明らかにするためには、アミノ酸配列に関する相同性検索などを実施する必要がある。）を。その際、用いたアレルゲンデータベースの名称、検索条件、検索方法及び検索結果が明らかであること。

(5) 遺伝子産物（タンパク質）のIgE結合能に関する事項

(1) から (4) までの事項等により、ヒトの健康を損なうおそれがないと判断できない時は、遺伝子産物（タンパク質）のIgE結合能を確認すること。

使用するアレルギー患者血清の選択は、下記の①から④までのいずれかで行っていること。

- ① 導入遺伝子の供与体がアレルギー誘発性を持つ場合はその供与体に対する特異的IgE抗体価が高値な血清、
- ② 既知のアレルゲンとの構造相同性が認められた場合は当該アレルゲンを含む生物に対する特異的IgE抗体価が高値な血清、
- ③ 既知のアレルゲンとの構造相同性が示されないが、上記(1)から(3)までの項目で、アレルギー誘発性を否定しきれない場合は、遺伝子供与体の近縁種生物に対して特異的IgE抗体価が高値な血清、
- ④ ①から③までで適切な血清が得られない場合は、主要なアレルゲン（卵、ミルク、大豆、米、小麦、そば、たら、えび及びピーナッツ）に対して特異的IgE抗体価が高値な血清を用いる。

導入遺伝子の供与体がアレルギー誘発性を持つ場合で、遺伝子産物（タンパク質）に対するアレルギー患者血清を用いたIgE結合能の検討で陰性結果が得られたものの、なお安全性の証明が十分ではないと考えられた場合は、好塩基球活性化

試験又は皮膚テストや経口負荷試験などの臨床試験データを確認する。

- 5 遺伝子組換え栽培系統の代謝経路への影響に関する事項（既存品種及び既存品種に近縁な種に含まれる基質と反応する可能性に関する事項を含む。）

導入した遺伝子から生産されるタンパク質が酵素である場合は、その基質特異性が明らかにされており、原則として基質特異性が高いこと。また遺伝子導入によって結果的に基質特異性に変化が生じていないことを合理的に示す理由が提示されていること。その基質特異性に変化が生じた場合、あるいはもともと基質特異性が低い場合は、安全性に問題がないことを示す合理的な理由があること。

また、遺伝子産物が酵素として遺伝子組換え体内の代謝系に働き、関連成分が変化した場合は、その変化等に関する考察が行われており、安全性に問題ないと認める合理的な理由があること。

- 6 既存品種との差異に関する事項及び遺伝子組換え栽培系統に付与される形質の分類に関する事項

- (1) 遺伝子組換え体に存在する栄養素や、毒性物質、栄養阻害物質等の有害生理活性物質等について、既存品種を含めた既知の非組換え体と比較したデータにより、有意な差があるかどうか明らかにされており、原則として有意差がないこと。有意差がある場合は、安全性に問題がないと判断できる合理的な理由があること。既存品種のアレルギー誘発性等に係るタンパク質の構成成分において、既存品種と比べて変化が生じている場合、アレルギー誘発性等にどのように影響するかが明らかにされていること。

また、第2の4で、遺伝子組換え体に有害生理活性物質が産生されている場合には、その摂取量等を基に安全性に問題がないと判断できる合理的な理由が示されていること。

- (2) 栄養成分の構成又は代謝系の改変を目的としている場合には、意図した成分等については安全性に問題がないと判断できる合理的な理由があること。また、意図したもの以外について、原則として、既存品種と比べて有意差がないこと。有意差がある場合は、安全性に問題がないと判断できる合理的な理由があること。

- (3) 別添「食品健康影響評価済みの遺伝子組換え植物を掛け合わせた品種の食品健康影響評価に関する事項」の「1 遺伝子組換え植物に関する事項」に従い、遺伝子組換え栽培系統の分類を明確にすること。

- 7 諸外国における認可、食用等に関する事項

諸外国における認可状況に関する情報が明らかであること。また、食用として利用されているか否かに関する情報が明らかであること。

- 第6 第2から第5までの事項により安全性の知見が得られていない場合に必要な事項

次のうち、必要と考えられる試験成績に基づき、食品としての安全性が確認できること。

- (1) 遺伝毒性に関する試験

- (2) 反復投与毒性に関する試験
- (3) 発がん性に関する試験
- (4) 生殖毒性に関する試験
- (5) 発生毒性に関する試験
- (6) そのほか必要な試験（免疫毒性試験、神経毒性試験等）
- (7) ヒトにおける知見

## 食品健康影響評価済みの遺伝子組換え植物を掛け合わせた品種の食品健康影響評価に関する事項\*

### 1 遺伝子組換え植物に関する事項

遺伝子組換え植物は、付与される形質によって、以下の3つに分類される。いずれも、食品としての食品健康影響評価が必要とされる。

- ① 導入された遺伝子によって、既存品種の代謝系には影響なく、害虫抵抗性、除草剤耐性、ウイルス抵抗性などの形質が付与されるもの。
- ② 導入された遺伝子によって、既存品種の代謝系が改変され、特定の代謝系を促進又は阻害して、特定の栄養成分を高めた形質や細胞壁の分解などを抑制する形質が付与されるもの。
- ③ 導入された遺伝子によって、既存品種の代謝系における一部の代謝産物が利用され、既存品種が有していない新たな代謝産物を合成する形質が付与されるもの。

### 2 遺伝子組換え植物の掛け合わせに関する事項

- (1) 上記の①、②、③と従来品種との掛け合わせ、若しくは上記の①同士の掛け合わせについて：
  - a) 亜種のレベル以上での交配によって得られた植物については、当面の間、安全性の確認を必要とする。
  - b) 亜種のレベル以上での交配でないが、摂取量・食用部位・加工法等に変更がある場合には、当面の間、安全性の確認を必要とする。
- (2) ①と②、①と③の掛け合わせについては、当面の間、食品健康影響評価を必要とする。
- (3) 上記の②同士、③同士、及び②と③の掛け合わせについては、食品健康影響評価を必要とする。

---

※ 遺伝子組換え植物については、食品としての食品健康影響評価が行われているところであり、既存の食品と比較して、これと安全性が同等であることを確認している。この食品健康影響評価済みの遺伝子組換え植物の掛け合わせについての評価の考え方について定めたものである。

なお、これまで、「組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続」（平成12年厚生省告示第233号）に基づき、安全性審査済みの遺伝子組換え植物と従来品種とを伝統的な育種の手法を用いて掛け合わせたものは「後代交配種」と呼ばれており、これに関しては、

- ・ 新たに獲得した性質が変化していないこと
- ・ 亜種間での交配でないこと
- ・ 摂取量・食用部位・加工法等の変更がないこと

の3要件を確認したものは、安全性審査済みとみなされている。

## 参考

### 第1 技術的文書

本指針を技術的に補完することを目的として、各評価項目について、基本的な考え方、技術的な基準、指針中で示された検討又は判断項目の詳細等を遺伝子組換え食品等専門調査会が定める技術的文書として別途示す。

### 第2 関係資料

- 1 食品の安全性に関する用語集 (<https://www.fsc.go.jp/yougoshu.html>)
- 2 PRINCIPLES FOR THE RISK ANALYSIS OF FOODS DERIVED FROM MODERN BIOTECHNOLOGY (CAC/GL 44-2003)
- 3 GUIDELINE FOR THE CONDUCT OF FOOD SAFETY ASSESSMENT OF FOODS DERIVED FROM RECOMBINANTDNA PLANTS CAC/GL 45-2003
- 4 GUIDELINE FOR THE CONDUCT OF FOOD SAFETY ASSESSMENT OF FOODS DERIVED FROM RECOMBINANT-DNA PLANTS(CAC/GL 45-2003) Adopted in 2003, Annexes II and III adopted in 2008
- 5 次世代シーケンサーの活用状況等に関する調査（内閣府食品安全委員会 平成28年度食品安全確保総合調査）
- 6 遺伝子組換え食品等の安全性評価における構成成分データの評価に関するガイダンス作成のための調査（内閣府食品安全委員会 平成30年度食品安全確保総合調査）

遺伝子組換え食品（種子植物）の安全性評価基準の改正に関する審議結果（案）についての意見・情報の募集結果について（案）

1. 実施期間 令和6年3月27日～令和6年4月25日
2. 提出方法 インターネット、ファックス、郵送
3. 提出状況 99通
4. 主な意見・情報の概要及びそれに対する食品安全委員会遺伝子組換え食品等専門調査会の回答  
 ※頂いた意見・情報については、適宜要約等の上、その内容に応じて項目別に整理し、回答を行いました。また、提出いただいた意見・情報が遺伝子組換え食品（種子植物）の安全性評価基準の改正に関する審議結果（案）に関係しないものは、割愛させていただきました。

(1) 名称の変更について

No.	意見・情報の概要	食品安全委員会遺伝子組換え食品等専門調査会の回答
1	<p>安全性評価から食品健康影響評価へと変更する理由は为什么呢。食品の安全性評価を食品健康影響評価に変更することにより、安全性という広い範囲から、食品健康影響へと範囲を狭めたことは、遺伝子組み換え食品の安全性を守ろうという姿勢の弱体化といわざるをえません。</p> <p>(他6件)</p>	<p>食品安全委員会において作成している他の評価指針との整合を考慮し、名称を「遺伝子組換え食品（種子植物）に関する食品健康影響評価指針」と改めました。食品安全委員会では、これまでも食品が摂取されることにより人の健康に及ぼす影響についての評価（食品健康影響評価）を行ってきており、名称を変更することで評価の範囲が狭まるものではありません。</p>
2	<p>義務が生じる安全性評価基準から、規制力が一段階下がる倫理基準の指針に変更したことは、食の安全の軽視といえることから、この変更は撤回すべき。</p> <p>(他5件)</p>	<p>食品安全委員会において作成している他の評価指針との整合を考慮し、名称を「遺伝子組換え食品（種子植物）に関する食品健康影響評価指針」と改めました。</p> <p>現行の「遺伝子組換え食品（種子植物）の安全性評価基準」についても、食品安全委員会における評価の際に必要なとされる原則等をまとめた指針であり、名称を変更することでその位置付</p>

		けが変わるものではありません。
--	--	-----------------

(2) 第1章第2 目的及び対象となる食品

No.	意見・情報の概要	食品安全委員会遺伝子組換え食品等専門調査会の回答
1	安全性評価の対象を遺伝子組換え食品だけでなく、ゲノム編集食品、その他の遺伝子操作食品全てを対象とすること。 (他 22 件)	食品安全委員会に対して食品健康影響評価を要請する必要がある「組換え DNA 技術応用食品」に該当するかどうかの判断は、リスク管理機関が行っており、改正案は「組換え DNA 技術応用食品」を対象としています。そのため、リスク管理機関である消費者庁及び農林水産省に情報提供いたします。
2	人の健康への影響とともに、環境への影響、社会経済的影響、倫理・道徳的影響なども総合的に議論すべき。 (他 13 件)	食品安全委員会では、食品が摂取されることにより人の健康に及ぼす影響についての評価(食品健康影響評価)を行ってきており、改正案もこの観点から策定されたものです。従って、遺伝子組換え食品(種子植物)の食品健康影響評価のみを対象とし、環境等のその他の要因については対象から外しています。

(3) 第1章第4 遺伝子組換え食品(種子植物)の食品健康影響評価に際しての原則と基本的な考え方

No.	意見・情報の概要	食品安全委員会遺伝子組換え食品等専門調査会の回答
1	遺伝子組換え食品等の食品健康影響評価に予防原則を導入すべき。 (他 5 件)	食品分野において、いわゆる予防原則については、国際的に合意された定義はないと承知しています。我が国では、食品安全基本法第5条に規定のとおり、食品の安全性の確保には、国民の健康への悪影響が未然に防止されるようにすることが重要としており、食品安全委員会においても食品安全基本法第3条に基づき、国民の健康の保護が最も重要であるという基本認識のも

		と、その時点の最新の科学的知見を踏まえ、専門家により、客観的かつ中立公正に評価を行っています。
2	「従来の育種」に、放射線を使い人為的に突然変異を誘発させる「放射線育種」は含めないこととし、遺伝子組換え食品の安全性評価の対象に含めるべき。 (他 13 件)	食品安全委員会に対して食品健康影響評価を要請する必要がある「組換え DNA 技術応用食品」に該当するかどうかの判断は、リスク管理機関が行います。いただいたご意見については、リスク管理機関である消費者庁及び農林水産省にお伝えします。
3	「従来の育種の結果得られた食品」も安全性に問題はないという主旨の記述があるが、この一文は削除すべき。 (他 1 件)	ご指摘の内容については、遺伝子組換え植物の食品としての安全性を評価する上で、非意図的な変化の評価及びその可能性の予測を行うため、食経験のある既存品種及び既存品種を利用した食品との比較が可能であるものを食品健康影響評価の対象とするという基本的な考え方を説明したものであり、当該記述は、改正案において削除することは適切ではないと考えています。
4	「非意図的な影響」を重視し、これの有害性や長期摂取による影響のデータや情報を調べ、安全性を確認してほしい。 (他 11 件)	遺伝子組換え食品（種子植物）の食品健康影響評価は、遺伝子組換え食品（種子植物）の性質の変化を導入された遺伝子若しくは挿入された DNA の性質又はそれが挿入されたゲノムの変化に基づき、科学的に予測することが可能であるという考えに基づいて行っています。 そのため、食経験のある既存品種と遺伝子組換え体の相違を十分に比較することで安全性を確認することとしています。
5	「遺伝子組換え食品（種子植物）の安全性に関しては、・・・さらに、食品としての安全性を総合的に判断することが必要とされる。」が、削除され、「な	ご指摘の内容については、改正案の第 1 章第 4 の原則や基本的考え方の中で整理して記載しています。

	<p>お、上記の食品健康影響評価を行う上で、これまでの評価実績を踏まえ、WOE (weight of evidence) に基づく階層的なアプローチを考慮するべきである。」で済まされていますが、従来の基準に戻してください。</p>	
6	<p>「非意図的な変化」を重視し、削除した以下の文章を復元すべきである。  (削除された箇所)「DNA配列の挿入により植物に特定の形質(意図的な影響)が賦与されると同時に、余分な形質が賦与されたり、既存の形質が失われたり、又は修飾される場合がある(非意図的な影響)。非意図的な影響は、(中略)毒性学的及び栄養学的観点から個別に評価し、さらに、食品としての安全性を総合的に判断することが必要とされる。(中略)ヒトの健康に対し予期せぬ有害影響を与える可能性を最小限とするための十分なデータ又は情報が必要とされる。」  (他1件)</p>	<p>ご指摘の内容については、改正案の第1章第4の原則及び基本的考え方の中で整理して記載していますが、非意図的な影響についての考え方をより明確にするため、改正案の第1章第4の基本的考え方2に「また、非意図的に余分な形質が付与されたり、既存の形質が失われたり、又は修飾される可能性も考慮する必要がある。」という文章を追記します。</p>
7	<p>現行の安全性評価基準で述べられている「遺伝子組換え食品(種子植物)がヒトの健康に対し予期せぬ有害影響を与える可能性を最小限にするための十分なデータ又は情報が必要とされる」という文章が削除されている。予期せぬ有害影響について言及すべき。  (他1件)</p>	<p>ご指摘の内容については、改正案の第1章第4の基本的考え方5に記載しています。</p>

(4) 第2章第2の4 既存品種の遺伝的先祖及び育種開発の経緯並びに近縁の植物種に関する事項

No.	意見・情報の概要	食品安全委員会遺伝子組換え食品等専門調査会の回答
1	<p>「遺伝的先祖並びに育種開発の経緯に関する事項 宿主の遺伝的先祖</p>	<p>ご指摘の内容については、現行の安全性評価基準の第2章第3の2におい</p>

	<p>が、・・・生産を低下・消失させてきたのかを明らかにすること。」については「既存品種の遺伝的先祖及び育種開発の経緯並びに近縁の植物種に関する事項 既存品種の遺伝的先祖が、・・・生産を低下・消失させてきたのかが可能な限り明らかにされていること。」と「可能な限り」と実質緩められています。元に戻してください。</p>	<p>ても「有害生理活性物質を産生する植物であった場合、可能な限り、育種開発過程においてどのようにしてこれら毒素及び栄養阻害物質等の有害生理活性物質の生産を低下・消失させてきたのかを明らかにすること。」と記載しており、内容を変更するものではありません。</p>
--	--	--

(5) 第2章第2の5 既存品種由来の食品の構成成分等に関する事項

No.	意見・情報の概要	食品安全委員会遺伝子組換え食品等専門調査会の回答
1	<p>「有害生理活性物質の生産に関する事項 宿主が有害生理活性物質を産生する場合、その種類、作用及び量が明らかであること。」は削除されていますが、これも元に戻してください。</p>	<p>ご指摘の内容については、改正案の第2章第2の4において、「有害生理活性物質」は「毒素及び栄養阻害物質等」としており、第2章第2の5(2)において、「既存品種に含まれる毒性物質・栄養阻害物質(栄養素の消化・吸収等を阻害する物質。例えば、トリプシンインヒビター、フィチン酸等)等の種類及びその量の概要」を確認することとして記載しており、内容を変更するものではありません。</p>

(6) 第2章第2の7 既存品種の栽培及び流通過程において、健康に影響を及ぼす外来因子に関する事項

No.	意見・情報の概要	食品安全委員会遺伝子組換え食品等専門調査会の回答
1	<p>「病原性の外来遺伝子(ウイルス等)に汚染されていないことに関する事項 当該遺伝子組換え食品(種子植物)の開発に用いた宿主に・・・ヒトに対する病原性を担う遺伝子が含まれていないこと。」は「既存品種の栽培および流通過程において、健康に影響を及ぼす外来因子に関する事項 当該遺伝子組換え体の開発に用いた既存品種が・・・</p>	<p>ご指摘の内容については、文意の明確化を図るため、項目名を「既存品種の栽培及び流通過程において、健康に影響を及ぼす外来因子に関する事項」に改めた上で、当該外来因子が「ヒトの健康に影響を及ぼすおそれがないことが知られていること」を確認することを明示しました。</p>

	ヒトの健康に影響を及ぼすおそれがないことが知られていること。」とされています。これも、元に戻してください。	
--	---	--

(7) 第2章第4 挿入DNA、遺伝子産物及びコンストラクトの構築に関する事項

No.	意見・情報の概要	食品安全委員会遺伝子組換え食品等専門調査会の回答
1	「抗生物質耐性マーカー」は除去されたことの証明を必須とすべき。 (他13件)	抗生物質耐性マーカー遺伝子が含まれる場合には、その遺伝子の性質を明らかにする(改正案第2章第4の2(3))とともに、必要に応じて、抗生物質の使用方法(経口、静注等)、耐性発現の機序、耐性発現に関連する代謝物質が安全性に問題のない、耐性の対象となる抗生物質の使用状況等を確認することとしています(改正案第2章第4の4(2))。さらに、抗生物質耐性マーカー遺伝子の発現タンパク質の摂取量、人工胃液・腸液による分解、加熱などの調理過程における分解量及び抗生物質の使用状況等から、抗生物質の不活化に伴う問題がないことを確認し(改正案第2章第5の3(2))、食品健康影響評価を行うこととしています。

(8) 第2章第4の2 ベクターの性質に関する事項

No.	意見・情報の概要	食品安全委員会遺伝子組換え食品等専門調査会の回答
1	抗生物質耐性マーカー遺伝子という言い方がなくなり、遺伝子組み換え体の選抜にかかわる遺伝子という表現に置き換わっています。意図的に抗生物質耐性という言葉無くしているように思えます。「抗生物質耐性マーカー遺伝子等遺伝子組み換え体の選抜にかかわる遺伝子」とすべきです。 (他1件)	改正案の第2章第4の2(3)において「遺伝子組換え体の選抜に関わる遺伝子」には「抗生物質耐性マーカー遺伝子」を含むことを明記しています。

(9) 第2章第6 第2から第5までの事項により安全性の知見が得られていない場合に  
必要な事項

No.	意見・情報の概要	食品安全委員会遺伝子組換え食品等専門調査会の回答
1	<p>「安全性の知見が得られていない場合に必要な事項」として、以前は</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 急性毒性に関する試験</li> <li>(2) 亜急性毒性に関する試験</li> <li>(3) 慢性毒性に関する試験</li> <li>(4) 生殖に及ぼす影響に関する試験</li> <li>(5) 変異原性に関する試験</li> <li>(6) がん原性に関する試験</li> <li>(7) その他必要な試験（腸管毒性試験、免疫毒性試験、神経毒性試験、栄養試験等）</li> </ul> <p>でしたが、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 遺伝毒性に関する試験</li> <li>(2) 反復投与毒性に関する試験</li> <li>(3) 発がん性に関する試験</li> <li>(4) 生殖毒性に関する試験</li> <li>(5) 発生毒性に関する試験</li> <li>(6) そのほか必要な試験（免疫毒性試験、神経毒性試験等）</li> <li>(7) ヒトにおける知見</li> </ul> <p>に変更されています。このように試験内容が変わった理由の詳細を、わかりやすく説明をお願いします。</p>	<p>現在、一般的に使用されている試験項目の記載に整理したものであり、これまで求めてきた試験項目が変わるものではありません。</p>

(10) その他

No.	意見・情報の概要	食品安全委員会遺伝子組換え食品等専門調査会の回答
1	<p>遺伝子組換え食品に特有の問題での評価が少なくなり、既存品種に関する事項が増えています。遺伝子組換えに特有の問題が軽視されているといえる。遺伝子組換えに力点を置いた評価に戻すべきです。</p> <p>(他1件)</p>	<p>改正案を検討するにあたり、必要な評価内容が不足しないように注意し、重複項目を整理したものであり、評価内容は減っていません。</p>

2	<p>遺伝子の組換え食品がどれだけ人の身体に影響を与えているかは、まだまだ検証されていないと考えています。中長期的な安全も調べてください。 (他 5 件)</p>	<p>食品健康影響評価は、食品安全基本法第 11 条第 3 項に基づき、その時点において到達されている水準の科学的知見に基づいて行うこととしています。</p> <p>遺伝子組換え食品(種子植物)の食品健康影響評価は、遺伝子組換え食品(種子植物)の性質の変化を導入された遺伝子若しくは挿入された DNA の性質又はそれが挿入されたゲノムの変化に基づき、科学的に予測することが可能であるという考えに基づいて行っています。そのため、食経験のある既存品種と遺伝子組換え体との相違を十分に比較することで安全性を確認することとしています。</p>
3	<p>承認された遺伝子組み換え食品をオミックス分析すれば、従来のものと比較して多数の変異が確認でき、それらが食品の安全性に大きな問題を作り出している可能性もある。 (他 2 件)</p>	<p>食品安全委員会における遺伝子組換え食品(種子植物)の食品健康影響評価は、遺伝子組換え食品(種子植物)の性質の変化を導入された遺伝子若しくは挿入された DNA の性質又はそれが挿入されたゲノムの変化に基づき、科学的に予測することが可能であるという考えに基づいて行っています。</p> <p>食品健康影響評価は、食品安全基本法第 11 条第 3 項に基づき、その時点において到達されている水準の科学的知見に基づいて行っています。</p>
4	<p>遺伝子操作食品の安全性評価として、全ゲノム解析と変異遺伝子の評価及び動物実験の実施を行うことを要望します。 (他 1 件)</p>	<p>食品安全委員会における遺伝子組換え食品(種子植物)の食品健康影響評価は、遺伝子組換え食品(種子植物)の性質の変化を導入された遺伝子若しくは挿入された DNA の性質又はそれが挿入されたゲノムの変化に基づき、科学的に予測することが可能であるという考えに基づいて行っています。</p> <p>そのため、遺伝子組換え体の利用目的、利用方法及び既存品種との相違に関する事項に加え、挿入 DNA、遺伝子産</p>

		物及びコンストラクトの構築に関する事項、遺伝子組換え体の作出及び遺伝子組換え栽培系統に関する事項を確認することとしています。動物実験については、上記の確認において、安全性の知見が得られない場合に求めることとしています。
5	遺伝子操作食品の審査に関わる資料と調査会審議を公開とすること。 (他1件)	遺伝子組換え食品等専門調査会は、「食品安全委員会の公開について」(平成15年7月1日食品安全委員会決定)に基づいて、企業の知的財産等が開示され特定の者に不当な利益若しくは不利益をもたらすおそれがある場合等を除き、原則、公開としています。
6	なぜ修正したのか、説明する資料もあるとわかりやすいです。	改正内容の検討経緯等については、専門調査会資料として食品安全委員会ホームページで公開しています。 <a href="https://www.fsc.go.jp/senmon/idensi">https://www.fsc.go.jp/senmon/idensi</a>
7	私は、規制緩和を進めるような改正案には、反対です。 (他18件)	改正案を検討するにあたり、必要な評価内容が不足しないように注意し、重複項目を整理したものであり、評価内容は減っていません。
8	今回の安全性評価基準の改定に反対します。 (他7件)	食品安全委員会は、国民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識の下、規制等のリスク管理を行う行政機関から独立して、科学的知見に基づき客観的かつ中立公正に食品健康影響評価を行っています。
9	被害が出た場合、被害者の意見を元に早急に商品を停止し、市場に出ないようにしてください。安全性が確認されるまで、回収するなどの措置をしてください。被害声を無視したり矮小化しないでいただきたいです。	ご指摘の内容については、リスク管理に関係するものであることから、リスク管理機関である消費者庁、厚生労働省及び農林水産省に情報提供いたします。

	(他 2 件)	
10	<p>遺伝子組換え食品の表示を継続し、消費者の選択の自由を保証することを要求します。</p> <p>(他 6 件)</p>	<p>遺伝子組換え食品等の表示に関するご意見については、表示を所管する消費者庁へ情報提供いたします。</p>

「遺伝子組換え食品（種子植物）に関する食品健康影響評価指針（案）」  
の変更点

修正箇所	第 944回食品安全委員会資料 (変更後)	意見・情報の募集時の資料 (変更前)
6 ページ 37行目	<p>2 食品健康影響評価に当たって最も考慮すべき点は、組換えDNA技術の応用に伴い、新たに意図的に付加・改変・欠失された形質、新たに生じ得る有害成分の増大などのリスク及び主要栄養成分などの変化が及ぼすヒトへの健康影響である。<u>また、非意図的に余分な形質が付与されたり、既存の形質が失われたり、又は修飾される可能性も考慮する必要がある。</u>さらに、組換えDNA技術によって栄養素、機能性成分、あるいは有害成分の含量変化を意図して作出された遺伝子組換え体においては、そのほかの食品におけるこれらの栄養素等の含量及び摂取量を勘案し、ヒトの健康に安全性の面で問題がないことを評価する必要がある。</p> <p>なお、食品健康影響評価を行う上で、<u>上記の基本的考え方及び</u>これまでの評価実績を踏まえ、WOE(weight of evidence) に基づく階層的なアプローチを考慮すべきである。</p>	<p>2 食品健康影響評価に当たって最も考慮すべき点は、組換えDNA技術の応用に伴い、新たに意図的に付加・改変・欠失された形質、新たに生じ得る有害成分の増大などのリスク及び主要栄養成分などの変化が及ぼすヒトへの健康影響である。さらに、組換えDNA技術によって栄養素、機能性成分、あるいは有害成分の含量変化を意図して作出された遺伝子組換え体においては、そのほかの食品におけるこれらの栄養素等の含量及び摂取量を勘案し、ヒトの健康に安全性の面で問題がないことを評価する必要がある。</p> <p>なお、食品健康影響評価を行う上で、これまでの評価実績を踏まえ、WOE(weight of evidence) に基づく階層的なアプローチを考慮するべきである。</p>
9 ページ 7 行目	<p>7 既存品種の栽培及び流通過程において、健康に影響を及ぼす外来因子に関する事項</p>	<p>7 既存品種の栽培および流通過程において、健康に影響を及ぼす外来因子に関する事項</p>

<p>10ページ 34行目</p>	<p>4 <u>導入遺伝子</u>（<u>遺伝子組換え体</u>の選抜に関わる遺伝子を含む。）及びその遺伝子産物（RNA及びタンパク質）の性質に関する事項</p> <p>（1）<u>導入遺伝子</u>の機能に関する事項</p> <p><u>導入遺伝子</u>の機能及び<u>導入遺伝子</u>から産生される遺伝子産物（RNA及びタンパク質）の性質、機能等が明らかであり、そのタンパク質が有害作用をもたないと判断できる合理的な理由があること。なお、<u>導入遺伝子</u>の転写、翻訳の後、生成されるタンパク質が植物細胞内で切断、消化される場合には、それらの生成物に関する事項も上記が明らかであること。<u>導入遺伝子</u>から産生されるタンパク質と既知の毒性タンパク質との構造相同性に関する検索方法及び検索結果が明らかにされており、原則として、構造相同性がないこと。</p>	<p>4 <u>挿入DNA又は遺伝子</u>（<u>遺伝子組換え体</u>の選抜に関わる遺伝子を含む。）及びその遺伝子産物（RNA及びタンパク質）の性質に関する事項</p> <p>（1）<u>挿入遺伝子</u>の機能に関する事項</p> <p><u>挿入遺伝子</u>の機能及び<u>挿入遺伝子</u>から産生される遺伝子産物（RNA及びタンパク質）の性質、機能等が明らかであり、そのタンパク質が有害作用をもたないと判断できる合理的な理由があること。なお、<u>挿入遺伝子</u>の転写、翻訳の後、生成されるタンパク質が植物細胞内で切断、消化される場合には、それらの生成物に関する事項も上記が明らかであること。<u>挿入遺伝子</u>から産生されるタンパク質と既知の毒性タンパク質との構造相同性に関する検索方法及び検索結果が明らかにされており、原則として、構造相同性がないこと。</p>
<p>11ページ 16行目</p>	<p>（3）<u>導入遺伝子</u>及び<u>遺伝子組換え体</u>の選抜に関わる遺伝子の発現に関わる領域に関する事項</p>	<p>（3）<u>挿入遺伝子</u>及び<u>遺伝子組換え体</u>の選抜に関わる遺伝子の発現に関わる領域に関する事項</p>
<p>17ページ 26行目</p>	<p>（3）上記の②同士、③同士、及び②と③の掛け合わせについては、食品健康影響評価を必要とする。</p>	<p>（3）上記の②同士、③同士、および②と③の掛け合わせについては、食品健康影響評価を必要とする。</p>
<p>17ページ 脚注</p>	<p>なお、これまで、「<u>組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続</u>」（平成12年厚生省告示第233号）に基づき、<u>安全性審査済みの遺伝子組換え</u></p>	<p>なお、これまで、<u>厚生労働省</u>では、<u>安全性審査済みの遺伝子組換え植物と従来品種とを伝統的な育種の手法を用いて掛け合わせたものを「後代交配種」と呼</u></p>

	<p>植物と従来品種とを伝統的な育種の手法を用いて掛け合わせたものは「<u>後代交配種</u>」と呼ばれており、これに関しては、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新たに獲得した性質が変化していないこと</li> <li>・ 亜種間での交配でないこと</li> <li>・ 摂取量・食用部位・加工法等の変更がないこと</li> </ul> <p>の3要件を確認したものは、<u>安全性審査済みとみなされている</u>。</p>	<p>んでおり、これに関しては、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新たに獲得した性質が変化していないこと</li> <li>・ 亜種間での交配でないこと</li> <li>・ 摂取量・食用部位・加工法等の変更がないこと</li> </ul> <p>の3要件を確認したものは、<u>安全性審査済みとみなしている</u>。</p>
18ページ 2行目	<p>第1 技術的文書</p> <p>本指針を技術的に補完することを目的として、各評価項目について、<u>基本的な考え方、技術的な基準、指針中で示された検討又は判断項目の詳細等を遺伝子組換え食品等専門調査会が定める技術的文書として別途示す。</u></p>	<p>第1 技術的文書</p> <p>本指針を技術的に補完することを目的として、各評価項目について<u>基本的な考え方や技術的な基準等を技術的文書として別途示す。指針中で示された検討又は判断項目の詳細については、<u>遺伝子組換え食品（種子植物）に関する技術的文書を参照のこと。</u></u></p>

※修正箇所は、指針内ページ数、行数。

※下線は意見・情報の募集時の資料からの修正部分。

遺伝子組換え食品（種子植物）の安全性評価基準（平成16年1月29日食品安全委員会決定）の一部改正について（案）新旧対照表

遺伝子組換え食品（種子植物）の安全性評価基準（平成16年1月29日食品安全委員会決定）の一部を次の表のように改正する。

（下線は改正部分）

改正後	現行
<p style="text-align: center;"><b>遺伝子組換え食品（種子植物）に関する食品健康影響評価指針(案)</b></p> <p>第1章 総則</p> <p>第1 <u>評価指針作成に至る背景</u></p> <p><u>食品安全委員会（以下「委員会」という。）は、「食品安全基本法第21条第1項に規定する基本的事項」（平成24年6月29日閣議決定）に基づき、食品健康影響評価（食品安全基本法（平成15年法律第48号）第11条第1項に規定する「食品健康影響評価」をいう。以下同じ。）の公平性・透明性の確保の観点も考慮し、各評価対象に関する食品健康影響評価についての指針を策定してきた。</u></p> <p><u>遺伝子組換え食品等については、平成3年に厚生省（当時）において「組換えDNA技術応用食品・食品添加物の安全性評価指針」が作成され、これに基づき平成6年に組換えDNA技術を利用して作製された食品添加物、平成8年に種子植物に由来する遺伝子組換え食品の初の安全性の確認が実施された。その後、食品衛生法（昭和22年法律第233号）の規定に基づく食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）の改正に伴い、平成13年4月から遺伝子組換え食品等の安全性審査が法的に義務付けられた。国際的にも、コーデックス委員会において遺伝子組換え食品の安全性評価の実施に関するガイドライン等が作成された。</u></p> <p>平成15年7月、<u>食品安全基本法が施行されたことにより、遺伝子組換え食品及び食品添加物の食品健康影響評価は、厚生労働省からの意見の求めに応じて、委員会において実施することとなった。こ</u></p>	<p style="text-align: center;"><b>遺伝子組換え食品（種子植物）の安全性評価基準</b></p> <p>第1章 総則</p> <p>第1 <u>評価基準作成に至る背景</u></p> <p>厚生省（当時）の「<u>組換えDNA技術応用食品・食品添加物の安全性評価指針（平成3年策定）</u>」に基づき、<u>平成6年に初めて遺伝子組換え技術を利用して作製された食品添加物の安全性の確認がなされ、平成8年には、種子植物に由来する遺伝子組換え食品の安全性の確認がなされた。以来、多くの遺伝子組換え食品及び食品添加物の安全性確認が行われてきた。さらに、食品衛生法の規定に基づく食品、添加物の規格基準の改正により、平成13年4月より、遺伝子組換え食品等の安全性審査が法的に義務付けられることとなった。一方、国際的にも、コーデックス委員会において遺伝子組換え食品の安全性評価の実施に関するガイドライン等が作成されるに至った。平成15年7月、食品安全委員会の新設とともに、遺伝子組換え食品及び食品添加物の安全性評価が、厚生労働省の意見の求めに応じて、食品安全委員会においてなされることとなった。本基準</u></p>

改正後	現行
<p><u>のため、平成16年1月、委員会における評価に必要な原則等として、国内外のガイドラインなどを基に「遺伝子組換え食品（種子植物）の安全性評価基準」（平成16年1月29日食品安全委員会決定）を策定した。</u></p> <p><u>今般、最新の科学的知見に基づき、これまでの食品健康影響評価結果及び国際動向等を踏まえ、当該評価基準の内容について見直しを行い改正した。今後は、原則として本指針に基づき食品健康影響評価を行うこととする。</u></p> <p><u>(削除)</u></p>	<p><u>は、食品安全委員会における遺伝子組換え食品（種子植物）の安全性を評価するために必要とされる原則等を国内外のガイドラインなどを基本に、評価基準としてまとめたものである。</u></p> <p><u>第2 定義</u></p> <p><u>1 組換えDNA技術</u>  <u>酵素等を用いた切断及び再結合の操作によって、DNAをつなぎ合わせた組換えDNA分子を作製し、それを生細胞に移入し、かつ、増殖させる技術(自然界における生理学上の生殖又は組換えの障壁を克服する技術であって伝統的な育種及び選抜において用いられない技術に限る。)</u></p> <p><u>2 宿主</u>  <u>組換えDNA技術において、DNAが移入される生細胞及び個体</u></p> <p><u>3 ベクター</u>  <u>目的とする遺伝子又はDNAを宿主に移入し、増殖させ、又は発現させるため当該遺伝子を運搬するDNA</u></p> <p><u>4 挿入遺伝子</u>  <u>ベクターに挿入される遺伝子</u></p> <p><u>5 挿入DNA</u>  <u>ベクターに挿入されるDNA</u></p> <p><u>6 供与体</u>  <u>挿入DNAを提供する微生物又は動植物等</u></p>

改正後	現行
<p>第2 <u>目的及び対象となる食品</u>  本指針は、<u>遺伝子組換え食品（種子植物）を対象とする。また、本指針は評価案件間における評価方法の整合及び国際的な評価方法との整合を可能な限り確保し、調査審議の透明性の確保及び円滑化に資することを目的とする。</u>  <u>なお、遺伝子組換え食品（種子植物）の研究開発・製造及び上市における環境、倫理、道徳及び社会経済的な事項の審査を目的とするものではない。</u></p> <p>第3 <u>本指針に用いる用語</u>  <u>本指針中で用いる専門用語については、食品安全委員会が作成した「食品の安全性に関する用語集」を参照する。</u></p> <p>第4 <u>遺伝子組換え食品（種子植物）の食品健康影響評価に際しての原則と基本的な考え方</u>  <u>遺伝子組換え食品（種子植物）の食品健康影響評価に当たっては、その食品がヒトの健康に及ぼす直接的な有害性のほかに、その</u></p>	<p>7 <u>発現ベクター</u>  <u>新たな形質を賦与させるために構築された挿入遺伝子又はDNAを含むベクター</u></p> <p>8 <u>組換え体</u>  <u>組換えDNAを含む宿主</u></p> <p>9 <u>遺伝子産物</u>  <u>挿入遺伝子の塩基配列から予想されるRNA又はタンパク質</u></p> <p>10 <u>遺伝子組換え食品（種子植物）</u>  <u>組換えDNA技術を応用して得られた種子植物に由来する食品</u></p> <p>第3 <u>対象となる食品及び目的</u>  <u>本基準は、遺伝子組換え食品（種子植物）を対象とし、当該食品の安全性評価を行うに当たって必要とされる評価の基準を定めることを目的とする。また、遺伝子組換え食品（種子植物）の研究開発・製造及び上市における環境、倫理、道徳、社会経済に係る事項の審査を目的とするものではない。</u></p> <p>(新設)</p> <p>第4 <u>遺伝子組換え食品（種子植物）の安全性評価の原則と基本的な考え方</u>  <u>遺伝子組換え食品（種子植物）の安全性評価に当たっては、その食品がヒトの健康に及ぼす直接的な有害性の他に、その食品を長期</u></p>

改正後	現行
<p>食品を<u>長期間にわたり</u>摂取した場合の<u>栄養面への間接的な影響等</u>も考慮する必要がある。しかし、現在摂取されている多くの食品は、長期にわたる食経験に基づき有害性がない、若しくは限られている、<u>又は調理・加工により許容し得るもの</u>となっていることが明らかとされてきたものである。また、従来の育種の結果得られた食品に関しても、毒性学的又は栄養学的な安全性試験が課せられてきた<u>わけではなく、ほとんどの場合、育種の結果が安全性に係る重大な形質の変化を伴わないという経験に基づき</u>摂取されてきたものである。</p> <p>一般的に、<u>食品の安全性について、食品をそのままの形で、従来の動物を用いる毒性試験によって評価することには、大きな技術的困難が伴うため、通常は用いられない。</u>また、当該食品の個別の構成成分の全てに関して、安全性が科学的に証明されているものではない。<u>すなわち、食品の多くは、食品の個々の構成成分としてではなく、食品全体として、経験的にその安全性が確認されたもの又は重大な健康被害を及ぼさないことが知られたものである。</u></p> <p>遺伝子組換え食品（種子植物）の<u>食品健康影響評価</u>においても、<u>全ての構成成分に関して、科学的に安全性を評価することは困難である。</u><u>したがって、現時点では、既存品種との比較において、組換えDNA技術により意図的又は非意図的に新たに加えられる又は失われる形質に関して、食品健康影響評価を行うことが合理的である。</u>非意図的に新たな変化が生じる可能性は、<u>組換えDNA技術の使用に限ったことではなく、従来の育種においても発生しうるが、遺伝子組換え植物の食品としての安全性を評価する上で、非意図的な変化の評価及びその可能性の予測は重要である。</u>つまり、<u>長期にわたる経験に基づき安全性が確認されていない新しい技術に関しては、その技術により非意図的にもたらされた形質の変化に基づき、有害成</u></p>	<p>摂取した場合の<u>栄養学的な悪影響</u>も考慮する必要がある。しかし、現在摂取されている多くの食品は、<u>長期にわたる食経験に基づきその有害性がないか、又は限られている、あるいは調理・加工により許容し得るもの</u>となっていることが明らかとされてきたものである。また、従来の育種の結果得られた食品に関しても、毒性学的又は栄養学的な安全性試験が課せられてきた<u>訳ではなく、殆どの場合、育種の結果が安全性に係る重大な形質の変化を伴わないという経験に基づき使用されてきたものである。</u>一般的に、<u>食品の安全性を食品そのままの形で、従来の動物を用いる毒性試験によって評価することには、大きな技術的困難が伴い、通常は用いられない。</u>また、当該食品の個別の構成成分の全てに関して、安全性が科学的に証明されているものではない。<u>即ち、これらの食品の多くは、食品の個々の構成成分としてではなく、食品全体として、経験的にその安全性が確認されたものであるか、重大な健康被害を及ぼさないことが知られたものである。</u></p> <p>遺伝子組換え食品（種子植物）の<u>安全性評価</u>においても、<u>個別の成分の全てに関して、安全性を科学的に評価することは困難である。</u><u>従って、現時点では、既存の食品との比較において、意図的又は非意図的に新たに加えられ又は失われる形質に関して、安全性評価を行うことが合理的である。</u>非意図的に新たな変化が生じる可能性は、<u>必ずしも、組換えDNA技術の使用に限ったことではなく、従来の育種においても発生しうる。</u>しかし、<u>組換え植物（組換え体）の食品としての安全性を評価する上で、非意図的な変化の評価及びその可能性の予測は重要とされよう。</u>それは、<u>その安全性に係る長期にわたる経験のない新しい技術に関しては、その技術により非意図的にもたらされた形質の変化に基づき、有害成分が劇的に変化したり、新たな毒性タンパク質が生成する可能性がより高まるこ</u></p>

改正後	現行
<p>分の劇的な変化や新たな毒性タンパク質の生成の可能性が高まることをあらかじめ可能な限り排除する必要がある。</p> <p>食品健康影響評価は、遺伝子組換え食品（種子植物）の性質の変化を、導入された遺伝子若しくは挿入されたDNAの性質又はそれが挿入されたゲノムの変化に基づき、科学的に予測することが十分に可能であり、既存品種と遺伝子組換え体の相違を十分に比較し得る時に、初めて可能となる。</p> <p>以上のような原則に立ち、以下の基本的な考え方に従って、評価を行う。</p> <p>1 遺伝子組換え体において新たに变化した形質以外の性質については、既にその安全性が広く受け入れられており改めて考慮する必要がない、又はその安全性の評価を行う上で必要とされる知見等の蓄積が十分にされていることから、食品健康影響評価が可能である遺伝子組換え食品（種子植物）は、食経験のある既存品種及び既存品種を利用した食品との比較が可能であるものとする。</p> <p>2 食品健康影響評価に当たって最も考慮すべき点は、組換えDNA技術の応用に伴い、新たに意図的に付加・改変・欠失された形質、新たに生じ得る有害成分の増大などのリスク及び主要栄養成分などの変化が及ぼすヒトへの健康影響である。また、非意図的に余分な形質が付与されたり、既存の形質が失われたり、又は修飾される可能性も考慮する必要がある。さらに、組換えDNA技術によって栄養素、機能性成分、あるいは有害成分の含量変化を意図して作出された遺伝子組換え体においては、そのほかの食品におけるこれらの栄養素等の含量及び摂取量を勘案し、ヒトの健康に安全性の面で問題がないことを評価する必要がある。</p>	<p>とを可能な限り予め排除する必要があるからである。</p> <p>安全性評価は、遺伝子組換え食品（種子植物）の性質の変化が、導入されたDNA（遺伝子）の性質又はそれが挿入されたゲノムにおける変化に基づき、科学的に十分に予測することが可能であり、新たな遺伝子を導入する前の種子植物（宿主）等と導入後の種子植物（組換え体）の相違を十分に比較しうる時に、初めて可能となるものである。</p> <p>以上のような原則に立って、以下の基本的な考え方に従って、安全性の評価を行う。</p> <p>1 遺伝子組換え食品（種子植物）の食品としての安全性評価が可能とされる範囲は、食経験のある宿主又は従来品種並びに食品（既存の宿主等）との比較が可能である場合とする。その理由は、組換え体において新たに变化した形質以外の性質については、既にその安全性が広く受け入れられており、改めて考慮する必要がないか、又は、その安全性の評価を行う上で必要とされる知見等の蓄積が十分に成されていると考えられるためである。</p> <p>2 安全性評価に当たって考慮されるべき最も主要な点は、組換えDNA技術の応用に伴い、新たに意図的に付加・改変・欠失された形質、新たに生じ得る有害成分の増大などのリスク及び主要栄養成分などの変化が及ぼすヒトへの健康影響である。さらに、組換えDNA技術によって栄養素、機能性成分、あるいは有害成分の含量変化を意図して作出された組換え体においては、これらの栄養素等のその他の食品における含量と摂取量を勘案し、ヒトの健康に安全性面での問題がないことを評価する必要がある。</p>

改正後	現行
<p><u>なお、食品健康影響評価を行う上で、上記の基本的考え方及びこれまでの評価実績を踏まえ、WOE(weight of evidence) に基づく階層的なアプローチ<sup>1</sup>を考慮すべきである。</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>3 遺伝子組換え食品（種子植物）については、家庭での調理を含め、食品加工の影響も検討する必要がある。また、遺伝子組換え体が、残留農薬及びその代謝産物、毒性代謝産物、汚染物質並びにその他ヒトの健康に影響を与えるおそれのある物質を間接的に蓄積させる可能性を生じる形質（除草剤耐性など）を示す場合もあることから、食品健康影響評価ではこのような可能性も考慮すべきである。</u></p> <p><u>(削除)</u></p>	<p><u>3 遺伝子組換え食品（種子植物）の安全性に関しては、組換えDNA技術によって種子植物に付加されることが予想される全ての性質の変化について、その可能性を含めて安全性評価を行う。例えば、DNA配列の挿入により植物に特定の形質（意図的な影響）が賦与されると同時に、余分な形質が賦与されたり、既存の形質が失われたり、又は修飾される場合がありうる（非意図的な影響）。非意図的な影響は、植物の健全性又は植物由来食品の安全性について有害であったり、有益であったり、又はどちらでもない可能性があるが、意図的及び非意図的な形質の賦与又は変化によってもたらされる事象に関して、毒性学的及び栄養学的観点から個別に評価し、さらに、食品としての安全性を総合的に判断することが必要とされる。このような安全性評価に当たっては、遺伝子組換え食品（種子植物）がヒトの健康に対し予期せぬ有害影響を与える可能性を最小限とするための十分なデータ又は情報が必要とされる。</u></p> <p><u>4 遺伝子組換え食品（種子植物）については、家庭での調理を含め、食品加工の影響も検討する必要がある。例えば、加工後に内因性毒素の熱安定性や重要な栄養素等の生体利用率に変化が起きる可能性もある。従って、製造における加工条件及び食品成分の変化を示す情報も提供される必要がある。例えば、植物油であれば、抽出過程やその後の精製段階に関する情報が必要とされる。</u></p> <p><u>5 組換え体が、残留農薬及びその代謝産物、毒性代謝産物、汚染物</u></p>

改正後	現行
<p>4 <u>食品健康影響評価</u>においては、当該<u>遺伝子組換え体</u>の食品として利用される可能性がある<u>形態</u>について検討する。<u>食品として利用される形態が、特定の可食部位や非タンパク質性の抽出物</u>のみに限られる場合には、そのことを考慮すべきである。一方、菜種油のように、一般に<u>遺伝子組換え植物</u>からの<u>非タンパク質性の抽出物</u>のみを食する場合であっても、抽出物以外のものを食する可能性がある場合には、その点も考慮して、<u>遺伝子組換え食品（種子植物）の食品健康影響評価</u>を行う必要がある。</p> <p>5 <u>食品健康影響評価</u>に当たっては、<u>遺伝子組換え食品（種子植物）がヒトの健康に対し予期せぬ有害影響を与える可能性を最小限とするための十分な試験データ及び情報が必要である。</u><u>食品健康影響評価</u>のために行う試験は、<u>信頼性確保のために科学的に信頼できる概念及び原則に従うとともに、必要に応じGLP（Good Laboratory Practice）に従って計画・実施されるべきである</u><sup>2</sup>。また、原データは要求に応じて提出されるべきである。<u>食品健康影響評価</u>に必要とされるデータ又は情報としては、開発者等が作成する実験データのほかに、既に公開された科学論文や第三者から得られる科学的に<u>信頼できる情報</u>等があるが、それらのデータは科学的に信頼できる方法を用いて入手し、科学的に適切な技術を用いて分析・解析されている必要がある。また、分析方法には可能な限り定量下限値が示されるべきである。</p> <p>6 <u>食品健康影響評価</u>では、<u>遺伝子組換え食品（種子植物）</u>に新たに</p>	<p><u>質、その他ヒトの健康に影響を与えるおそれのある物質を間接的に蓄積させる可能性を生じる形質（除草剤耐性など）を示す場合もありうる。</u><u>安全性評価</u>ではこのような可能性も考慮すべきである。</p> <p>6 <u>安全性の評価</u>においては、当該<u>種子植物</u>の食品として利用される可能性がある<u>部位</u>について検討する。<u>例えば、菜種油のように、一般に組換え体からの抽出物のみを食する場合であっても、抽出物以外のものを食する可能性がある場合には、その点も考慮して、組換え体の安全性評価</u>を行う必要がある。</p> <p>7 <u>安全性評価</u>のために行う試験は、科学的に信頼できる<u>概念と原則</u>に従うと共に、必要に応じ<u>GLP</u>に従って計画・実施されるべきである。また、原データは要求に応じて提出されるべきである。<u>安全性評価</u>に必要とされるデータ又は情報としては、開発者等が作成する実験データの<u>他に</u>、既に公開された科学論文や、<u>第三者からの情報</u>等があるが、それらのデータは科学的に信頼できる方法を用いて入手し、適切な<u>統計学的技術</u>を用いて解析されている必要がある。また、分析方法には可能な限り定量下限値が示されるべきである。</p> <p>8 <u>安全性評価</u>では、<u>遺伝子組換え食品（種子植物）</u>に新たに発現さ</p>

改正後	現行
<p>発現される物質に関する試験に際し、その物質の製法又は起源が異なるものの利用が必要となる場合もある。その際は、試験に用いられる物質が、生化学的、構造的及び機能的に<u>遺伝子組換え体</u>で生成されたものと同等であることが示されるべきである。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>第5 指針の見直し</p> <p>組換えDNA技術は、日々進歩しており、本指針に関しても、<u>国内外における安全性評価に係る動向や最新の科学的知見を勘案し、必要があると認められるときには、見直しを行う。</u></p> <p>第2章 遺伝子組換え食品（種子植物）の全部又は一部を食品として用いる場合の<u>食品健康影響評価で確認する事項</u></p> <p>第1 評価対象品目の概要</p> <p>評価対象品目に関する開発の経緯及び次の第2から第6までの概要が説明されていること。</p> <p>第2 <u>食品健康影響評価において比較対象として用いる既存品種の性質に関する事項</u></p> <p>次の1から8までの事項の概略が示され、その中で、<u>遺伝子組換え食品（種子植物）の食品健康影響評価を行う上で必要とされる比</u></p>	<p>れる物質の試験に際し、その物質の製法又は起源が異なるものの利用が必要となる場合もある。その際は、試験に用いられる物質が、生化学的、構造的及び機能的に組換え体で生成されたものと同等であることが示されるべきである。</p> <p>9 <u>現在、抗生物質耐性マーカーとして使われているカナマイシン耐性遺伝子等は、適切に安全性の評価がなされたものであり、直ちに安全性上問題となるものではない。なお、今後の遺伝子組換え食品（種子植物）の開発においては、安全性が十分に評価され、かつ抗生物質耐性マーカー遺伝子を用いない形質転換技術を容易に利用できる場合には、その技術を用いることも考慮されるべきである。</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>10 <u>組換えDNA技術については、日々進歩しているものであり、本安全性評価基準に関しても、技術の進歩に伴って、必要に応じた見直しを行っていく必要がある。</u></p> <p>第2章 遺伝子組換え食品（種子植物）の全部又は一部を食品として用いる場合の<u>安全性評価基準</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>第1 <u>安全性評価において比較対象として用いる宿主等の性質及び組換え体との相違に関する事項</u></p> <p>次の1から5までの事項の概略を示し、<u>遺伝子組換え食品（種子植物）の安全性評価を行う上で必要とされる比較対象として、既存</u></p>

改正後	現行
<p>較対象として、<u>既存品種</u>が存在すること及び第3に示す<u>遺伝子組換え体と既存品種</u>の相違点が明確であること。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>1 <u>既存品種の分類学上の位置付けに関する事項</u> 学名（必要に応じて亜種名、遺伝子組換え体の開発に用いた既存品種名、系統名）及び由来が明らかであること。</p> <p>2 <u>既存品種の食経験に関する事項</u> その植物が食用に利用されてきた歴史（食文化）及び広範囲なヒトの安全な食経験があること。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>3 <u>既存品種の食品としての利用方法に関する事項</u></p> <p>(1) 収穫時期（成熟程度）と貯蔵方法 (2) 摂取（可食）部位 (3) 摂取量</p>	<p><u>の宿主等</u>が存在すること、並びに、6における組換え体と<u>宿主等</u>の相違点が明確であることが必要とされる。</p> <p>1 <u>宿主及び導入DNAに関する事項</u> (1) <u>宿主の種名（必要に応じて亜種名、品種名、系統名）及び由来</u> (2) <u>DNA供与体の種名（必要に応じて亜種名、品種名、系統名）及び由来</u> (3) <u>挿入DNAの性質及び導入方法</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>2 <u>宿主の食経験に関する事項</u></p> <p>3 <u>宿主由来の食品の構成成分等に関する事項</u> (1) <u>宿主の可食部分の主要栄養素等（タンパク質、脂質等）の種類及びその量の概要</u> (2) <u>宿主に含まれる毒性物質・栄養阻害物質（栄養素の消化・吸収等を阻害する物質。例えば、トリプシンインヒビター、フィチン酸等）の種類及びその量の概要</u></p> <p>4 <u>宿主と組換え体との食品としての利用方法及びその相違に関する事項</u> (1) 収穫時期（成熟程度）と貯蔵方法 (2) 摂取（可食）部位 (3) 摂取量</p>

改正後	現行
<p>(4) 調理及び加工方法 <u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>4 <u>既存品種の遺伝的先祖及び育種開発の経緯並びに近縁の植物種に関する事項</u>  <u>既存品種の遺伝的先祖が、毒素及び栄養阻害物質等の有害生理活性物質を産生する植物であるか否かが明らかであること。有害生理活性物質を産生する植物であった場合、育種開発過程においてどのようにしてこれら毒素及び栄養阻害物質等の有害生理活性物質の生産を低下・消失させてきたのが可能な限り明らかにされていること。</u>  <u>評価の対象となる遺伝子組換え体の開発に用いた既存品種の近縁種において、有害生理活性物質を産生するものがある場合、その有害生理活性物質が当該遺伝子組換え体においても産生されているか否かが明らかであること。なお、当該遺伝子組換え体にその有害生理活性物質が産生されている場合は、その摂取量等を基に安全性に問題がないと判断できる合理的な理由が第5の6（1）で示されていること。</u></p> <p>5 <u>既存品種由来の食品の構成成分等に関する事項</u>  <u>(1) 既存品種の可食部分の主要栄養素等（タンパク質、脂質等）の種類及びその量の概要</u>  <u>(2) 既存品種に含まれる毒性物質・栄養阻害物質（栄養素の消化・吸収等を阻害する物質。例えば、トリプシンインヒビター、フィ</u></p>	<p>(4) 調理及び加工方法</p> <p>5 <u>宿主以外のものを比較対象に追加して用いる場合、その根拠及び食品としての性質に関する事項</u></p> <p>6 <u>安全性評価において検討が必要とされる相違点に関する事項</u>  <u>当該遺伝子組換え食品（種子植物）と比較対象となり得る既存の宿主等があると判断されれば、それとの比較において、第2以下の各事項に掲げられた項目に沿って審査を行う。</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>

改正後	現行
<p><u>チン酸等)等の種類及びその量の概要</u></p> <p>6 <u>既存品種のアレルギー誘発性等に関する事項</u>  <u>当該遺伝子組換え体の開発に用いた既存品種のアレルギー誘発性(グルテン過敏性腸疾患誘発性を含む。)に関する知見が明らかであること。</u></p> <p>7 <u>既存品種の栽培及び流通過程において、健康に影響を及ぼす外来因子に関する事項</u>  <u>当該遺伝子組換え体の開発に用いた既存品種が外来因子に汚染されることが知られている場合は、当該外来因子はヒトの健康に影響を及ぼすおそれがないことが知られていること。</u></p> <p>8 <u>既存品種の安全な摂取に関する事項</u>  <u>当該遺伝子組換え体の開発に用いた既存品種に、安全な摂取のために用いられた加工及び技術的な経緯がある場合、それが明らかであること(例えば、シアン含有雑豆等)。</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p>	<p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>第2 <u>組換え体の利用目的及び利用方法に関する事項</u>  <u>組換え体の利用目的及び利用方法が明らかであること。</u></p> <p>第3 <u>宿主に関する事項</u></p> <p>1 <u>分類学上の位置付け等(学名、品種名及び系統名等)に関する事項</u>  <u>学名、品種名及び系統名が明らかであり、その植物が食用に利用されてきた歴史(食文化)及び広範囲なヒトでの安全な食経験があること。</u></p> <p>2 <u>遺伝的先祖並びに育種開発の経緯に関する事項</u>  <u>宿主の遺伝的先祖が、毒性物質及び栄養阻害物質等の有害生理活性物質を産生する植物であるか否かが明らかであること。有害生理活性物質を産生する植物であった場合、可能な限り、育種開発過程</u></p>

改正後	現行
<p>第3 遺伝子組換え体の利用目的、利用方法及び既存品種との相違に関</p>	<p>においてどのようにしてこれら毒素及び栄養阻害物質等の有害生理活性物質の生産を低下・消失させてきたのかを明らかにすること。</p> <p><u>3 有害生理活性物質の生産に関する事項</u>  <u>宿主が有害生理活性物質を産生する場合、その種類、作用及び量が明らかであること。</u></p> <p><u>4 アレルギー誘発性に関する事項</u>  <u>当該組換え体の開発に用いた宿主のアレルギー誘発性（グルテン過敏性腸疾患誘発性を含む。）に関する知見が明らかであること。</u></p> <p><u>5 病原性の外来因子（ウイルス等）に汚染されていないことに関する事項</u>  <u>当該遺伝子組換え食品（種子植物）の開発に用いた宿主に感染する病原体が知られている場合は、当該病原体はヒトに対する病原性が知られていないか又はヒトに対する病原性を担う遺伝子が含まれていないこと。</u></p> <p><u>6 安全な摂取に関する事項</u>  <u>当該組換え体の開発に用いた宿主に、安全な摂取のために用いられた加工・技術的な経緯がある場合、それが明らかであること。</u>  <u>（そのような例としては、シアン含有雑豆がある。）</u></p> <p><u>7 近縁の植物種に関する事項</u>  <u>当該組換え体の開発に用いられた宿主の近縁種において、有害生理活性物質を産生するものがある場合、その有害生理活性物質が当該組換え体においても産生されているか否かが明らかであること。</u>  <u>なお、当該組換え体にその有害生理活性物質が産生されている場合は、その摂取量等を基に安全性に問題がないと判断できる合理的な理由があること。</u></p> <p>(新設)</p>

改正後	現行
<p>する事項</p> <p>1 <u>新たに付加される形質又は改変される形質</u></p> <p>2 <u>利用目的</u></p> <p>3 <u>利用方法</u></p> <p>(1) <u>栽培方法、収穫時期、種子の製法及び管理方法</u></p> <p>① <u>栽培方法について、既存品種と遺伝子組換え体がどの程度相違するか</u>の情報が明らかにされており、原則として、相違のないものであること。相違がある場合は、安全性に問題がないことを示す合理的な理由が4で示されていること。</p> <p>② <u>栽培方法について、農薬の使用方法について明らかであること。</u></p> <p>③ <u>栽培方法について、農薬を代謝することで農薬耐性を示す場合は、代謝物が調べられていること。また、主な代謝物の安全性が確認されていること。</u></p> <p>④ <u>種子の製法及び管理方法について、既存品種と遺伝子組換え体がどの程度相違するか</u>の情報が明らかにされており、原則として、相違のないものであること。相違がある場合は、安全性に問題がないことを示す合理的な理由が4で示されていること。なお、当該遺伝子組換え体の開発に用いた既存品種の種子とともに、遺伝子組換え後の各世代における種子が保存されていること。</p> <p>(2) <u>可食部位、調理及び加工方法</u></p> <p>(3) <u>摂取量</u></p> <p>4 <u>安全性において検討が必要とされる相違点</u></p> <p>3 (1) ①及び④で、相違がある場合には、安全性に問題がないことを示す合理的な理由が示されていること。</p> <p>5 <u>既存品種以外のものを比較対象とする場合の理由</u></p>	

改正後	現行
<p>第4 <u>挿入DNA、遺伝子産物及びコンストラクトの構築に関する事項</u></p> <p>1 <u>ベクターの名称及び由来に関する事項</u>  遺伝子導入のために利用されたプラスミド等のベクターの名称及び由来が明らかであること。</p> <p>2 <u>ベクターの性質に関する事項</u></p> <p>(1) <u>ベクターの塩基数及びその塩基配列を示す事項</u>  <u>ベクターの塩基数及び塩基配列が明らかであること。さらにその塩基配列が公開されている場合には、ベクターバックボーンに該当する領域の構成要素及び公開データベースにおける登録番号が明らかであること。また、サザンブロッティングを行った場合には、ベクターの切断地図が明らかであること。この場合、用いた制限酵素の名称のほか、断片の数、サイズなどが明らかであること。</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(2) <u>既知の有害塩基配列を含まないことに関する事項</u>  既知の有害なタンパク質を産生する塩基配列が含まれていないこと。</p> <p>(3) <u>遺伝子組換え体の選抜に関わる遺伝子に関する事項</u>  ベクター中に<u>遺伝子組換え体の選抜に関わる遺伝子（抗生物質耐性マーカー遺伝子を含む。以下同じ。）</u>が含まれている場合は、その遺伝子の性質が明らかであること。</p> <p>(4) <u>伝達性等に関する事項</u>  原則として、伝達性（ベクターが<u>複数</u>の生物種間で移動できる</p>	<p>第4 <u>ベクターに関する事項</u></p> <p>1 名称及び由来に関する事項  遺伝子導入のために利用されたプラスミド等のベクターの名称及び由来が明らかであること。</p> <p>2 性質に関する事項</p> <p>(1) <u>DNAの塩基数及びその塩基配列を示す事項</u>  <u>DNAの塩基数及び塩基配列が明らかであること。さらにその塩基配列が公開されている場合には、公開データベースにおける登録番号が明らかであること。</u></p> <p>(2) <u>制限酵素による切断地図に関する事項</u>  <u>ベクターの切断地図が明らかにされていること。この場合、用いた制限酵素の名称の他、断片の数、サイズなどが明らかにされていること。</u></p> <p>(3) <u>既知の有害塩基配列を含まないことに関する事項</u>  既知の有害なタンパク質を産生する塩基配列が含まれていないこと。</p> <p>(4) <u>ベクター中に、薬剤耐性遺伝子が含まれている場合は、その遺伝子の性質が明らかであること。</u></p> <p>(5) <u>伝達性に関する事項</u>  原則として、伝達性（ベクターが<u>宿主から他の生物へ自ら</u>移動</p>

改正後	現行
<p>性質)がないこと。伝達性がある場合は、伝達域が明らかであること。<u>また、トランスポゾンのような自律的可動性を示す配列がないこと。</u></p>	<p>できる性質)がないこと。伝達性がある場合は、伝達域が明らかであること。</p>
<p><u>(削除)</u></p>	<p><u>第5 挿入DNA、遺伝子産物、並びに発現ベクターの構築に関する事項</u></p>
<p><u>3 挿入DNAの供与体に関する事項</u></p>	<p><u>1 挿入DNAの供与体に関する事項</u></p>
<p>(1) 名称、由来及び分類に関する事項 名称、由来及び分類が明らかであること。</p>	<p>(1) 名称、由来及び分類に関する事項 名称、由来及び分類が明らかであること。</p>
<p>(2) 安全性に関する事項 <u>(アレルギー誘発性、毒素産生性を含む。)</u></p>	<p>(2) 安全性に関する事項</p>
<p>① <u>挿入DNAの供与体は、ヒトに対する病原性及び毒素産生性が知られていないものであること。また、大腸菌 (<i>E. coli</i>) のように病原性がある株が知られている場合は、病原性がない株に由来することが明らかであること。</u></p>	<p>・<u>挿入DNAの供与体は、ヒトに対する病原性及び毒素産生性が知られていないものであること。また、大腸菌 (<i>E. coli</i>) のように病原性がある株が知られている場合、病原性がない株に由来することが明らかであること。</u></p>
<p>② <u>供与体にヒトに対する病原性又は毒素産生性があることが知られている場合は、挿入DNA自体に毒素産生性がなく、挿入DNA由来のタンパク質に病原性がないことが明らかであること。</u></p>	<p>・<u>供与体に病原性又は毒素産生性があることが知られている場合、挿入DNA自身に毒素産生性がなく、挿入DNA由来のタンパク質に病原性がないことが明らかであること。</u></p>
<p>③ <u>挿入DNAの供与体に関して、安全な食経験の有無が明らかであること。</u></p>	<p>・<u>挿入遺伝子の供与体に関して、安全な摂取の経験の有無が明らかにされていること。</u></p>
<p><u>4 導入遺伝子 (遺伝子組換え体の選抜に関わる遺伝子を含む。) 及びその遺伝子産物 (RNA及びタンパク質) の性質に関する事項</u></p>	<p><u>2 挿入DNA又は遺伝子 (抗生物質耐性マーカー遺伝子を含む。) 及びその遺伝子産物の性質に関する事項</u></p>
<p><u>(削除)</u></p>	<p><u>(1) 挿入遺伝子のクローニング若しくは合成方法に関する事項</u></p>
<p><u>(削除)</u></p>	<p><u>挿入遺伝子のクローニング若しくは合成方法が明らかであること。</u></p>
<p></p>	<p><u>(2) 塩基数及び塩基配列と制限酵素による切断地図に関する事項</u> <u>宿主に導入しようとするDNA断片について、塩基数及び塩基配列が明らかであること。また切断地図が明らかにされ、制限酵</u></p>

改正後	現行
<p>(1) <u>導入遺伝子の機能に関する事項</u>  <u>導入遺伝子の機能及び導入遺伝子から産生される遺伝子産物</u>  <u>(RNA及びタンパク質)の性質、機能等が明らかであり、そのタンパク質が有害作用をもたないと判断できる合理的な理由があること。</u>なお、<u>導入遺伝子の転写、翻訳の後、生成されるタンパク質が植物細胞内で切断、消化される場合には、それらの生成物に関しても上記が明らかであること。</u><u>導入遺伝子から産生されるタンパク質と既知の毒性タンパク質との構造相同性に関する検索方法及び検索結果が明らかにされており、原則として、構造相同性がないこと。</u>仮に構造相同性がある場合は、安全性に問題がないと判断できる合理的な理由があること。</p> <p>(2) <u>遺伝子組換え体の選抜に関わる遺伝子のうち、抗生物質耐性マーカー遺伝子に関する事項</u>  <u>必要に応じて以下の事項を確認すること。</u></p> <p>① <u>抗生物質の使用法（経口、静注等）が明らかであること。</u></p> <p>② <u>耐性発現の機序が明らかであること。</u></p> <p>③ <u>耐性発現に関連する代謝物質が安全性に問題のないものであると判断できる合理的な理由があること。</u></p> <p>④ <u>耐性の対象となる抗生物質の使用状況（使用方法、使用量、使用目的等）が明らかであること。</u></p> <p>(3) <u>導入遺伝子及び遺伝子組換え体の選抜に関わる遺伝子の発現に関わる領域に関する事項</u></p> <p>① <u>プロモーターに関する事項</u>  <u>用いたプロモーターの由来、性質等が明らかであること。</u></p> <p>② <u>ターミネーターに関する事項</u></p>	<p><u>素の名称、断片の数、サイズなどが明らかにされていること。</u></p> <p>(3) <u>挿入遺伝子の機能に関する事項</u>  <u>挿入遺伝子の機能及び挿入遺伝子から産生される遺伝子産物</u>  <u>(RNA及びタンパク質)の性質、機能等が明らかであり、そのタンパク質が有害作用をもたないと判断できる合理的な理由があること。</u>なお、<u>挿入遺伝子の転写・翻訳の後、生成されるタンパク質が植物細胞内で切断・消化される場合には、それらの生成物に関しても上記が明らかであること。</u><u>挿入遺伝子から産生されるタンパク質と既知の毒性タンパク質との構造相同性に関する検索方法及び検索結果が明らかにされており、原則として、構造相同性がないこと。</u>仮に構造相同性がある場合は、安全性に問題がないと判断できる合理的な理由があること。</p> <p>(4) <u>抗生物質耐性マーカー遺伝子に関する事項</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>抗生物質の使用法（経口、静注等）が明らかであること。</u></li> <li>・<u>耐性発現の機序が明らかであること。</u></li> <li>・<u>耐性発現に関連する代謝物質が安全性に問題のないものであると判断できる合理的な理由があること。</u></li> <li>・<u>耐性の対象となる抗生物質の使用状況（使用方法、使用量、使用目的等）が明らかであること。</u></li> </ul> <p>3 <u>挿入遺伝子及び薬剤耐性遺伝子の発現に関わる領域に関する事項</u></p> <p>(1) <u>プロモーターに関する事項</u>  <u>用いたプロモーターの由来、性質等が明らかであること。</u></p> <p>(2) <u>ターミネーターに関する事項</u></p>

改正後	現行
<p>用いたターミネーターの由来、性質等が明らかであること。</p> <p>③ そのほか、<u>導入遺伝子の発現制御に関わる塩基配列を組み込んだ場合には、その由来、性質等が明らかであること。</u></p> <p>5 <u>そのほか導入遺伝子の機能並びに発現タンパク質の性質及び機能に関する事項</u></p> <p><u>既存品種の細胞に導入してもゲノムに挿入されない遺伝子を用いており、その遺伝子から生産されるタンパク質がある場合は、その由来及び機能並びに安全性等が明らかであること。</u></p> <p>6 <u>ベクターへの挿入DNAの組込方法等に関する事項</u></p> <p>(1) <u>挿入DNAのクローニング又は合成方法に関する事項</u></p> <p><u>挿入DNAのクローニング又は合成方法が明らかであること。</u></p> <p>(2) <u>ベクターへの挿入DNAの組込方法に関する事項</u></p> <p><u>ベクターへの挿入DNAの組込方法について以下の内容が明らかであること。</u></p> <p>① <u>既存品種へ導入するコンストラクトの作製方法。特に複数の遺伝子断片を結合しようとする場合には、その作製方法も示されていること。</u></p> <p>② <u>ベクターにプロモーター、オープンリーディングフレーム（以下「ORF」という。）</u>、<u>ターミネーター及び遺伝子組換え体の選抜に関わる遺伝子を導入した順序及び方法が明らかであること。</u></p> <p>7 <u>構築されたコンストラクトに関する事項</u></p> <p>(1) <u>塩基数及び塩基配列並びに制限酵素による切断地図に関する事項</u></p> <p><u>構築されたコンストラクト及び既存品種に挿入しようとするDNA断片について、挿入DNAの塩基数及び塩基配列が明らかであること。また、当該コンストラクトに対してサザンブロッティング</u></p>	<p>用いたターミネーターの由来、性質等が明らかであること。</p> <p>(3) <u>その他、挿入遺伝子の発現制御に関わる塩基配列を組み込んだ場合には、その由来、性質等が明らかであること。</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>4 <u>ベクターへの挿入DNAの組込方法に関する事項</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>ベクターへの挿入DNAの組込方法が明らかであること。具体的には、</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>・宿主植物へ導入する発現ベクターの作製方法。特に複数の遺伝子及び遺伝子断片を結合しようとする場合には、その作製方法も記載すること。</u></li> <li><u>・ベクターにプロモーター、オープンリーディングフレーム、ターミネーター、ならびに薬剤耐性遺伝子を導入した順序及び方法が明らかであること。</u></li> </ul> <p>5 <u>構築された発現ベクターに関する事項</u></p> <p>(1) <u>塩基数及び塩基配列と制限酵素による切断地図に関する事項</u></p> <p><u>構築された発現ベクターについて、挿入DNAの塩基数及び塩基配列が明らかであること。また切断地図が明らかにされ、制限酵素の名称、断片の数、サイズなどが明らかにされていること。</u></p>

改正後	現行
<p><u>を行った場合には、制限酵素の名称、断片の数、サイズなどが明らかであること。</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(2) 既存品種</u>に対して用いる導入方法において、意図する挿入領域が<u>コンストラクト</u>上で明らかであること。</p> <p><u>(3) 導入しようとするコンストラクト</u>は、目的外の遺伝子が<u>混入しない</u>よう純化されていること。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>第5 遺伝子組換え体の作出及び遺伝子組換え栽培系統に関する事項</u></p> <p>1 遺伝子導入に関する事項</p> <p><u>(1) 遺伝子の既存品種への導入方法に関する事項</u></p> <p><u>遺伝子の既存品種（植物体）への導入方法について以下の内容が明らかであること。</u></p>	<p><u>(2) 原則として、最終的に宿主に導入されると考えられる発現ベクター内の配列には、目的以外のタンパク質を組換え体内で発現するオープンリーディングフレームが含まれていないこと。</u></p> <p><u>仮に、目的以外のタンパク質を発現する可能性のある遺伝子が含まれている場合は、当該遺伝子及びその遺伝子が発現するタンパク質は安全性に問題のないと判断できる合理的な理由があること。</u></p> <p><u>(3) 宿主</u>に対して用いる導入方法において、意図する挿入領域が<u>発現ベクター</u>上で明らかであること。</p> <p><u>(4) 導入しようとする発現ベクター</u>は、目的外の遺伝子の<u>混入がない</u>よう純化されていること。</p> <p>6 DNAの宿主への導入方法及び交配に関する事項</p> <p><u>DNAの宿主（植物体）への導入方法が明らかであること。具体的には、</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>・DNAの宿主への導入方法</u></li> <li><u>・選抜方法（DNAが導入された宿主を選抜する方法）</u></li> <li><u>・植物体としての再生方法</u></li> </ul> <p><u>が明らかであること。また、育種過程を示す樹形図等により、安全性評価を受けようとしている系統を特定すること。</u></p> <p><u>第6 組換え体に関する事項</u></p> <p>1 遺伝子導入に関する事項</p> <p><u>(新設)</u></p>

改正後	現行
<p>① <u>遺伝子の既存品種への導入方法</u></p> <p>② <u>選抜方法（遺伝子組換え体を選抜する方法）</u></p> <p>③ <u>植物体としての再生方法</u></p> <p><u>(2) 遺伝子組換え栽培系統に関する事項（系統の考え方に基づいた記述、育成図）</u></p> <p><u>育種過程を示す樹形図等により、食品健康影響評価を受けようとしている世代や系統の範囲が特定されていること。</u></p> <p><u>(3) コピー数及び挿入近傍配列に関する事項</u></p> <p><u>DNAシーケンシング等により、既存品種に導入された遺伝子の塩基配列、構造、コピー数、大きさ及び由来（遺伝子はどのように挿入されたのか、導入された遺伝子はどのような構造になっているのか、導入遺伝子は1個だけかそれとも重複して入っているか、導入遺伝子に欠失があるか等）が明らかであること。</u></p> <p><u>なお、既存品種のゲノムに挿入されたDNAの近傍のDNA配列が明らかにされるとともに、その挿入によって既存品種の遺伝子配列の変化が生じる可能性がないことが可能な限り明らかにされていること。その結果、遺伝子配列の変化が生じていた場合には、安全性に問題がないことが明らかであること。</u></p> <p><u>(4) 遺伝子組換え栽培系統における導入遺伝子の安定性に関する事項</u></p> <p>① <u>安定性を判断するに足る複数の後代世代において、栽培試験の結果、DNAシーケンシング、サザンブロッティング、ウェスタンブロッティング等により、導入された遺伝子の構造、発現部位及び発現量が変化しないことをもって、導入遺伝子の安定性を確認できること。なお、この場合、育種過程のどの系統の何世代目の遺伝子組換え植物についてこれらの試験を行った</u></p>	<p><u>(新設)</u></p> <p><u>(1) コピー数及び挿入近傍配列に関する事項</u></p> <p><u>宿主に導入された遺伝子の塩基配列、大きさ及び由来が明らかであること。</u></p> <p><u>宿主に導入されたDNAの構造とコピー数（遺伝子はどのように挿入されたのか、導入された遺伝子はどのような構造になっているのか、導入遺伝子は1個だけかそれとも重複して入っているか、導入遺伝子に欠失があるか等）が明らかであること。</u></p> <p><u>宿主に挿入されたDNAの近傍のDNA配列を明らかにするとともに、その挿入によって宿主の遺伝子配列の変化が生じる可能性がないことを可能な限り明らかにすること。また、その結果、遺伝子配列の変化が生じていた場合には、安全性に問題がないことを明らかにすること。</u></p> <p><u>(新設)</u></p>

改正後	現行
<p>かが明らかであること。</p> <p>② <u>導入された遺伝子により植物に導入された形質や当該遺伝子の発現量が、世代を経るにつれ変化するかどうかが観察されており、その結果、導入された遺伝子の構造及びコピー数が安定していることが確認されていること。</u></p> <p>(5) <u>ORFの有無並びにその転写及び発現の可能性に関する事項</u></p> <p>① <u>原則として、コンストラクト及び既存品種に導入された遺伝子又は挿入されたDNA（既存品種のゲノムに挿入されたDNAの近傍のDNA配列を含む。）において、ORFの確認が行われ、目的以外のタンパク質を遺伝子組換え体内で発現するORFが含まれていないと判断できる合理的な理由があること。特に遺伝子導入の際に突然変異、欠失又はリアレンジメントが生じた場合には、それによってORFがどのように変化したかが塩基配列によって明らかであること。なお、ORFの確認に当たっては、目的のタンパク質以外のタンパク質を発現する可能性がないことがDNAシーケンシング、ノーザンブロッティング、RT-PCR等を用いて確認できていること。</u></p> <p>② <u>仮に、目的以外のタンパク質を発現する可能性のあるORFが含まれている場合は、当該ORF及びそのORFが発現するタンパク質はアレルギー誘発性を含め、安全性に問題がないと判断できる合理的な理由があること。</u></p> <p>2 <u>遺伝子産物の遺伝子組換え栽培系統における発現部位、発現時期及び発現量に関する事項</u></p> <p><u>導入された遺伝子（遺伝子組換え体の選抜に関わる遺伝子を含む。）由来の遺伝子産物の定量方法があり、発現部位、発現時期及び発現量が明らかであること。</u></p> <p><u>遺伝子組換え体内における発現部位、発現時期及び発現量の変化</u></p>	<p>(2) <u>オープンリーディングフレームの有無並びにその転写及び発現の可能性に関する事項</u></p> <p>・<u>原則として、宿主に導入されたDNAにおいても、目的以外のタンパク質を発現するオープンリーディングフレームが含まれていないと判断できる合理的な理由があること。特に遺伝子導入の際に突然変異、欠失やリアレンジメントが生じた場合、それによってオープンリーディングフレームがどのように変化したかが明らかであること。なお、その確認に当たっては、目的のタンパク質以外のタンパク質を発現する可能性がないことがノーザンブロッティング法、RT-PCR法等を用いて確認できていること。</u></p> <p>・<u>仮に、目的以外のタンパク質を発現する可能性のあるオープンリーディングフレームが含まれている場合は、当該遺伝子及びその遺伝子が発現するタンパク質の安全性に問題がないと判断できる合理的な理由があること。</u></p> <p>2 <u>遺伝子産物の組換え体内における発現部位、発現時期及び発現量に関する事項</u></p> <p><u>導入された遺伝子（抗生物質耐性マーカー遺伝子を含む。）由来の遺伝子産物の定量方法があり、発現部位、発現時期及び発現量が明らかであること。</u></p> <p><u>組換え体内における発現部位、発現時期及び発現量の変化等に関</u></p>

改正後	現行
<p>等に関する考察が行われており、安全性に問題がないと判断できる合理的な理由があること。</p> <p>3 遺伝子産物の<u>タンパク質摂取量が有意な量を占めるか否かに関する事項</u></p> <p><u>(1) 遺伝子産物がヒトのタンパク質一日摂取量において有意な量を占めるかについて推計されており、原則として、当該摂取量の有意な量を占めていないこと。有意な量を占めている場合は、安全性に問題がないと判断できる合理的な理由があること。</u></p> <p><u>(2) 抗生物質耐性マーカー遺伝子を用いている場合には、その発現タンパク質（抗生物質代謝酵素）の摂取量、人工胃液・腸液による分解、加熱などの調理過程における分解量及び抗生物質の使用状況等から、抗生物質の不活化に伴う問題がないと判断できる合理的な理由があること。</u></p> <p>4 遺伝子産物（タンパク質）のアレルギー誘発性に関する事項（<u>遺伝子組換え体の選抜に関わる遺伝子を用いている場合にはその遺伝子産物についても評価すること。</u>）</p> <p>次の（1）から（4）までの事項から総合的に判断して安全性が確認されること。なお、（1）から（4）までの事項で判断できない場合には、（5）の事項を含め、総合的に判断して安全性が確認されることが必要である。また、合理的な理由がある場合には、一部を省略することができる。</p> <p><u>(1) 導入遺伝子の供与体（遺伝子組換え体の選抜に関わる遺伝子の供与体を含む。）のアレルギー誘発性（グルテン過敏性腸炎誘発性を含む。以下同じ。）に関する知見が明らかであること。</u></p> <p><u>(2) 遺伝子産物（タンパク質）についてそのアレルギー誘発性に関する知見が明らかであること。</u></p>	<p>する考察が行われており、安全性に問題がないと判断できる合理的な理由があること。</p> <p>3 遺伝子産物(<u>タンパク質</u>)が<u>一日蛋白摂取量の有意な量を占めるか否かに関する事項</u></p> <p>遺伝子産物がヒトのタンパク質一日摂取量の有意な量を占めるかについて推計されており、原則として、当該摂取量の有意な量を占めていないこと。有意な量を占めている場合は、安全性に問題がないと判断できる合理的な理由があること。</p> <p>・<u>抗生物質耐性マーカー遺伝子を用いている場合には、その発現タンパク質（抗生物質代謝酵素）の摂取量、さらに、第6 4 (3)の項で明らかにされている人工胃液・腸液による分解及び加熱などの調理過程における分解量、抗生物質の使用状況等から検討した抗生物質の不活化に伴う問題がないと判断できる合理的な理由があること。</u></p> <p>4 遺伝子産物（タンパク質）のアレルギー誘発性に関する事項（<u>抗生物質耐性マーカー遺伝子を用いている場合にはその遺伝子産物（抗生物質代謝酵素）についても評価すること。</u>）</p> <p>次の（1）から（4）までの事項から総合的に判断して安全性が確認されること。なお、（1）から（4）までの事項で判断できない場合には、（5）の事項を含め、総合的に判断して安全性が確認されることが必要である。また、合理的な理由がある場合には、一部を省略することができる。</p> <p><u>(1) 挿入遺伝子の供与体（抗生物質耐性マーカー遺伝子供与体を含む。）のアレルギー誘発性（グルテン過敏性腸炎誘発性を含む。以下同じ。）に関する知見が明らかにされていること。</u></p> <p><u>(2) 遺伝子産物（タンパク質）についてそのアレルギー誘発性に関する知見が明らかにされていること。</u></p>

改正後	現行
<p>(3) 遺伝子産物（タンパク質）の物理化学的処理に対する感受性に関する事項</p> <p>以下の①から③までの処理によって、遺伝子産物（タンパク質）の分子量、酵素活性、免疫反応性等が変化するかどうかが明らかであること。分子量はSDSポリアクリルアミドゲル電気泳動によって示されていること。免疫反応性は処理前の遺伝子産物（タンパク質）に対する特異的抗体を用いてウェスタンブロッティング及びELISA法あるいはこれらと同等の方法によって示されていること。</p> <p>① 人工胃液による酸処理及び酵素（ペプシン）処理</p> <p>② 人工腸液によるアルカリ処理及び酵素（パンクレアチン）処理</p> <p>③ 加熱処理</p> <p>加熱条件はヒトが経口摂取する際に処理される場合と同等の条件で行っていること。</p> <p>(4) 遺伝子産物（タンパク質）と既知のアレルゲン（グルテン過敏性腸疾患に関与するタンパク質を含む。以下「アレルゲン等」という。）との構造相同性に関する事項</p> <p>遺伝子産物(タンパク質)について、既知のアレルゲン等と一次構造を比較し、既知のアレルゲン等と構造相同性を有しないこと（抗原決定基（エピトープ）を示す可能性のある配列を明らかにするためには、アミノ酸配列に関する相同性検索などを実施する必要がある。）。その際、用いたアレルゲンデータベースの名称、検索条件、検索方法及び検索結果が明らかであること。</p> <p>(5) 遺伝子産物(タンパク質)のIgE結合能に関する事項</p> <p>(1) から (4) までの事項等により、ヒトの健康を損なうおそれがないと判断できない時は、遺伝子産物（タンパク質）の</p>	<p>(3) 遺伝子産物（タンパク質）の物理化学的処理に対する感受性に関する事項</p> <p>以下の①から③の処理によって、遺伝子産物（タンパク質）の分子量、酵素活性、免疫反応性等が変化するかどうかが明らかに<u>されていること</u>。分子量はSDSポリアクリルアミドゲル電気泳動によって示されていること。免疫反応性は処理前の遺伝子産物（タンパク質）に対する<u>ポリクローナル</u>抗体を用いてウェスタンブロッティング法及びELISA法あるいはこれらと同等の方法によって示されていること。</p> <p>① 人工胃液による酸処理及び酵素（ペプシン）処理</p> <p>② 人工腸液によるアルカリ処理及び酵素（パンクレアチン）処理</p> <p>③ 加熱処理；加熱条件はヒトが経口摂取する際に処理される場合と同等の条件で行う。</p> <p>(4) 遺伝子産物（タンパク質）と既知のアレルゲン（グルテン過敏性腸疾患に関与するタンパク質を含む。以下アレルゲン等。）との構造相同性に関する事項</p> <p>遺伝子産物(タンパク質)について、既知のアレルゲン等と一次構造を比較し、既知のアレルゲン等と構造相同性を有しないこと（抗原決定基（エピトープ）を示す可能性のある配列を明らかにするためには、アミノ酸配列に関する相同性検索などを実施する必要がある。）。その際、用いたアレルゲンデータベースの名称、検索条件、検索方法、<u>検索結果を明らかにすること</u>。</p> <p>(5) 遺伝子産物(タンパク質)のIgE結合能の<u>検討</u></p> <p>(1) から (4) までの事項等により、ヒトの健康を損なう<u>恐れ</u>がないと判断できない時は、遺伝子産物（タンパク質）のIgE</p>

改正後	現行
<p>IgE結合能を<u>確認</u>すること。</p> <p>使用するアレルギー患者血清の選択は、下記の①から④までのいずれかで<u>行っている</u>こと。</p> <p>① <u>導入</u>遺伝子の供与体がアレルギー誘発性を持つ場合はその供与体に対する特異的IgE抗体価が高値な血清、</p> <p>② <u>既知</u>のアレルゲンとの構造相同性が認められた場合は当該アレルゲンを含む生物に対する特異的IgE抗体価が高値な血清、</p> <p>③ <u>既知</u>のアレルゲンとの構造相同性が示されないが、上記(1)から(3)までの項目で、アレルギー誘発性を否定しきれない場合は、遺伝子供与体の近縁種生物に対して特異的IgE抗体価が高値な血清、</p> <p>④ ①から③<u>まで</u>で適切な血清が得られない場合は、主要なアレルゲン(卵、ミルク、大豆、米、小麦、そば、たら、えび及びピーナッツ)に対して特異的IgE抗体価が高値な血清を用いる。</p> <p><u>導入</u>遺伝子の供与体がアレルギー誘発性を持つ場合で、遺伝子産物(タンパク質)に対するアレルギー患者血清を用いたIgE結合能の検討で陰性結果が得られたものの、なお安全性の証明が十分ではないと考えられた場合は、<u>好塩基球活性化試験又は皮膚テストや経口負荷試験などの臨床試験データを<u>確認</u></u>する。</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>結合能を<u>検討</u>すること。</p> <p>使用するアレルギー患者血清の選択は、下記の①から④のいずれかで行う。</p> <p>① <u>挿入</u>遺伝子の供与体がアレルギー誘発性を持つ場合はその供与体に対する特異的IgE抗体価が高値な血清、</p> <p>② <u>既知</u>アレルゲンとの構造相同性が認められた場合は当該アレルゲンを含む生物に対する特異的IgE抗体価が高値な血清、</p> <p>③ <u>既知</u>のアレルゲンとの構造相同性が示されないが、上記(1)～(3)の項目で、アレルギー誘発性を否定しきれない場合は、遺伝子供与体の近縁種生物に対して特異的IgE抗体価が高値な血清、</p> <p>④ ①から③で適切な血清が得られない場合は、主要なアレルゲン(卵、ミルク、大豆、米、小麦、そば、たら、えび及びピーナッツ)に対して特異的IgE抗体価が高値な血清を用いる。</p> <p><u>挿入</u>遺伝子の供与体がアレルギー誘発性を持つ場合で、遺伝子産物(タンパク質)に対するアレルギー患者血清を用いたIgE結合能の検討で陰性結果が得られたものの、なお安全性の証明が十分ではないと考えられた場合は、<u>皮膚テストや経口負荷試験などの臨床試験データが必要とされる</u>。</p> <p>5 <u>組換え体に導入された遺伝子の安定性に関する事項</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>安定性を判断するに足りる複数の後代世代において、栽培試験の結果、サザンブロットィング法及びウェスタンブロットィング法等により、導入された遺伝子の構造、発現部位及び発現量が変化せず、安定性を確認することができること。</u></li> <li>・<u>なお、この場合、第5の「6 DNAの宿主への導入方法及び交配に関する事項」に記載した育種過程のどの系統の何世代目の組</u></li> </ul>

改正後	現行
<p>5 <u>遺伝子組換え栽培系統の代謝経路への影響に関する事項（既存品種及び既存品種に近縁な種に含まれる基質と反応する可能性に関する事項を含む。）</u></p> <p>導入した遺伝子から生産されるタンパク質が酵素である場合は、その基質特異性が明らかにされており、原則として基質特異性が高いこと。また遺伝子導入によって結果的に基質特異性に変化が生じていないことを合理的に示す理由が提示されていること。その基質特異性に変化が生じた場合、あるいはもともと基質特異性が低い場合は、安全性に問題がないことを示す合理的な理由があること。</p> <p>また、遺伝子産物が酵素として<u>遺伝子組換え体内の代謝系に働き、関連成分が変化した場合、その変化等に関する考察が行われており、安全性に問題ないと認める合理的な理由があること。</u></p> <p>6 <u>既存品種との差異に関する事項及び遺伝子組換え栽培系統に付与される形質の分類に関する事項</u></p> <p>(1) <u>遺伝子組換え体に存在する栄養素や、毒性物質、栄養阻害物質等の有害生理活性物質等について、既存品種を含めた既知の非組換え体と比較したデータにより、有意な差があるかどうか</u>が明らかにされており、原則として有意差がないこと。有意差がある場合は、安全性に問題がないと判断できる合理的な理由があること。<u>既存品種のアレルギー誘発性等に係るタンパク質の構成成分において、既存品種と比べて変化が生じている場合、アレルギー誘発性等にどのように影響するかが明らかにされていること。</u></p>	<p><u>換え体についてこれらの試験を行ったかが明らかであること。</u></p> <p>・<u>導入された遺伝子により植物に導入された形質や当該遺伝子の発現量が、世代を経るとともに変化するかどうかが観察されており、その結果、導入された遺伝子の構造及びコピー数が安定していることが確認されていること。</u></p> <p>6 <u>遺伝子産物（タンパク質）の代謝経路への影響に関する事項（在来種中の基質と反応する可能性に関する事項を含む。）</u></p> <p>導入した遺伝子から生産されるタンパク質が酵素である場合は、その基質特異性が明らかにされており、原則として基質特異性が高いこと。また遺伝子導入によって結果的に基質特異性に変化が生じていないことを合理的に示す理由を提示すること。その基質特異性に変化が生じた場合、あるいはもともと基質特異性が低い場合は、安全性に問題がないことを示す合理的な理由があること。</p> <p>また、遺伝子産物が酵素として組換え体内の代謝系に働き、関連成分が変化した場合、その変化等に関する考察が行われており、安全性に問題ないと認める合理的な理由があること</p> <p>7 <u>宿主との差異に関する事項</u></p> <p>組換え体に存在する栄養素や、毒性物質、栄養阻害物質等の有害生理活性物質等について、<u>宿主を含めた既知の非組換え体と比較したデータにより、有意な差があるかどうか</u>が明らかにされており、原則として有意差がないこと。有意差がある場合は、安全性に問題がないと判断できる合理的な理由があること。<u>宿主のアレルギー誘発性等に係るタンパク質の構成成分において、宿主と比べて変化が生じている場合、アレルギー誘発性等にどのように影響するかが明らかにされていること。</u></p>

改正後	現行
<p><u>また、第2の4で、遺伝子組換え体に有害生理活性物質が産生されている場合には、その摂取量等を基に安全性に問題がないと判断できる合理的な理由が示されていること。</u></p> <p><u>(2) 栄養成分の構成又は代謝系の改変を目的としている場合には、意図した成分等については安全性に問題がないと判断できる合理的な理由があること。また、意図したもの以外について、原則として、既存品種と比べて有意差がないこと。有意差がある場合は、安全性に問題がないと判断できる合理的な理由があること。</u></p> <p><u>(3) 別添「食品健康影響評価済みの遺伝子組換え植物を掛け合わせた品種の食品健康影響評価に関する事項」の「1 遺伝子組換え植物に関する事項」に従い、遺伝子組換え栽培系統の分類を明確にすること。</u></p> <p><u>7 諸外国における認可、食用等に関する事項</u>  <u>諸外国における認可状況に関する情報が明らかであること。また、食用として利用されているか否かに関する情報が明らかであること。</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p>	<p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>8 諸外国における認可、食用等に関する事項</u>  <u>諸外国における認可状況に関する情報が明らかにされていること。また、食用として利用されているか否かに関する情報が明らかにされていること。</u></p> <p><u>9 栽培方法に関する事項</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>・栽培方法について、宿主と組換え体がどの程度相違するかの情報が明らかにされており、原則として、相違ないものであること。相違がある場合は、安全性に問題がないことを示す合理的な理由があること。</u></li> <li><u>・農薬の使用方法について明らかであること。</u></li> <li><u>・農薬を代謝することで農薬耐性を示す場合は、代謝物が調べられるとともに、主な代謝物の安全性が確認されていること。</u></li> </ul> <p><u>10 種子の製法及び管理方法に関する事項</u>  <u>種子の製法及び管理方法について、宿主と組換え体がどの程度相違するかの情報が明らかにされており、原則として、相違のないも</u></p>

改正後	現行
<p>第6 第2から第5までの事項により安全性の知見が得られていない場合に必要な事項</p> <p>次のうち、必要と考えられる試験成績に基づき、食品としての安全性が確認できること。</p> <p>(1) <u>遺伝毒性に関する試験</u></p> <p>(2) <u>反復投与毒性に関する試験</u></p> <p>(3) <u>発がん性に関する試験</u></p> <p>(4) <u>生殖毒性に関する試験</u></p> <p>(5) <u>発生毒性に関する試験</u></p> <p>(6) <u>そのほか必要な試験（免疫毒性試験、神経毒性試験等）</u></p> <p>(7) <u>ヒトにおける知見</u></p> <p>脚注</p> <p><sup>1</sup> <u>根拠となる情報の重要性に基づき、段階的な評価を行うこと。</u></p> <p><sup>2</sup> <u>OECD Principles on Good Laboratory Practice (1998, OECD)</u></p> <p>別添 <u>食品健康影響評価済みの遺伝子組換え植物を掛け合わせた品種の食品健康影響評価に関する事項</u>*</p>	<p><u>のであること。相違がある場合は、安全性に問題がないことを示す合理的な理由があること。なお、組換え前の宿主の種子とともに、組換え後の各世代における種子を保存すること。</u></p> <p>第7 第2から第6までの事項により安全性の知見が得られていない場合に必要な事項</p> <p>次のうち、必要と考えられる試験成績に基づき、食品としての安全性が確認できること。</p> <p>(1) <u>急性毒性に関する試験</u></p> <p>(2) <u>亜急性毒性に関する試験</u></p> <p>(3) <u>慢性毒性に関する試験</u></p> <p>(4) <u>生殖に及ぼす影響に関する試験</u></p> <p>(5) <u>変異原性に関する試験</u></p> <p>(6) <u>がん原性に関する試験</u></p> <p>(7) <u>その他必要な試験（腸管毒性試験、免疫毒性試験、神経毒性試験、栄養試験等）</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>

改正後	現行
<p><u>1 遺伝子組換え植物に関する事項</u></p> <p><u>遺伝子組換え植物は、付与される形質によって、以下の3つに分類される。いずれも、食品としての食品健康影響評価が必要とされる。</u></p> <p><u>① 導入された遺伝子によって、既存品種の代謝系には影響なく、害虫抵抗性、除草剤耐性、ウイルス抵抗性などの形質が付与されるもの。</u></p> <p><u>② 導入された遺伝子によって、既存品種の代謝系が改変され、特定の代謝系を促進又は阻害して、特定の栄養成分を高めた形質や細胞壁の分解などを抑制する形質が付与されるもの。</u></p> <p><u>③ 導入された遺伝子によって、既存品種の代謝系における一部の代謝産物が利用され、既存品種が有していない新たな代謝産物を合成する形質が付与されるもの。</u></p> <p><u>2 遺伝子組換え植物の掛け合わせに関する事項</u></p> <p><u>(1) 上記の①、②、③と従来品種との掛け合わせ、若しくは上記の</u></p> <p><u>①同士の掛け合わせについて：</u></p> <p><u>a) 亜種のレベル以上での交配によって得られた植物については、当面の間、安全性の確認を必要とする。</u></p> <p><u>b) 亜種のレベル以上での交配でないが、摂取量・食用部位・加工法等に変更がある場合には、当面の間、安全性の確認を必要とする。</u></p> <p><u>(2) ①と②、①と③の掛け合わせについては、当面の間、食品健康影響評価を必要とする。</u></p> <p><u>(3) 上記の②同士、③同士、及び②と③の掛け合わせについては、食品健康影響評価を必要とする。</u></p>	



改正後	現行
<p><u>MODERN BIOTECHNOLOGY (CAC/GL 44-2003)</u></p> <p><u>3 GUIDELINE FOR THE CONDUCT OF FOOD SAFETY ASSESSMENT OF FOODS DERIVED FROM RECOMBINANTDNA PLANTS CAC/GL 45-2003</u></p> <p><u>4 GUIDELINE FOR THE CONDUCT OF FOOD SAFETY ASSESSMENT OF FOODS DERIVED FROM RECOMBINANT-DNA PLANTS(CAC/GL 45-2003)</u> Adopted in 2003, Annexes II and III adopted in 2008</p> <p><u>5 次世代シークエンサーの活用状況等に関する調査（内閣府食品安全委員会 平成28年度食品安全確保総合調査）</u></p> <p><u>6 遺伝子組換え食品等の安全性評価における構成成分データの評価に関するガイダンス作成のための調査（内閣府食品安全委員会 平成30年度食品安全確保総合調査）</u></p>	

遺伝子組換え飼料及び飼料添加物の安全性評価の考え方（平成16年5月6日食品安全委員会決定）の一部改正について（案）新旧対照表

遺伝子組換え飼料及び飼料添加物の安全性評価の考え方（平成16年5月6日食品安全委員会決定）の一部を次の表のように改正する。

（下線は改正部分）

改正後	現行
<p>3. 安全性評価の方法 （略）</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）上記①～③のいずれかの可能性があると考えられる場合には、当該遺伝子組換え飼料若しくは飼料添加物に係る安全性評価が必要である。 この場合、基本的には、遺伝子組換え飼料については「<u>遺伝子組換え食品（種子植物）に関する食品健康影響評価指針</u>」、遺伝子組換え飼料添加物については「<u>遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物に関する食品健康影響評価指針</u>」に準じて安全性評価を行うこととする。なお、個別事例に応じて、これらの評価指針に準じることが難しい場合があることも想定されるが、この場合には、必要な資料を求めた上で、総合的に安全性の評価を行うこととする。</p> <p>（3）（略）</p>	<p>3. 安全性評価の方法 （略）</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）上記①～③のいずれかの可能性があると考えられる場合には、当該遺伝子組換え飼料若しくは飼料添加物に係る安全性評価が必要である。 この場合、基本的には、遺伝子組換え飼料については「<u>遺伝子組換え食品（種子植物）の安全性評価基準</u>」、遺伝子組換え飼料添加物については「<u>遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準</u>」に準じて安全性評価を行うこととする。なお、個別事例に応じて、これらの評価基準に準じることが難しい場合があることも想定されるが、この場合には、必要な資料を求めた上で、総合的に安全性の評価を行うこととする。</p> <p>（3）（略）</p>